

障害者虐待事例集

1人1人を大切に

～つながる&つなげる支援を！～

千葉県健康福祉部障害福祉課

はじめに

障害のある人、一人ひとりの人権尊重や地域全体での権利擁護意識を高めていくためにも、虐待防止は欠かすことのできない極めて重要な取り組みです。しかしながら、現在でも家庭内、施設、事業所などにおいて、障害のある人への虐待行為は相変わらず発生しており、とても悲しく痛ましい報道が後を絶たない状況です。私たちはこの事実から目を背けてはなりません。

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、2年半が経過しようとしています。この法律では障害のある人に対する虐待の防止や予防及び早期発見の重要性、障害のある人の保護や自立に向けた支援、そして障害のある人の周囲の人への支援の大切さを示しています。

本事例集は、虐待事例検討委員会を設置し、行政機関が対応した障害のある人への虐待事例の中から、【養護者による虐待：8事例】【施設従事者等による虐待：4事例】【使用者による虐待：4事例】の計16事例について、事例の基本情報及び概要、実際の対応内容や他に考えられる対応の検討や、事例に対する考察を行い、虐待事例の解決と予防のための方策についてまとめています。また、委員各自が分担して執筆したコラムや全体考察を掲載しています。

様々な分野や立場から障害のある人への支援に関わっている方々は勿論のこと、幅広く県民の方々に発信し、本事例集を活用いただき、障害のある人への虐待行為を未然に防ぎ、権利を守って、地域で暮らしていくための参考資料として役立てていただければと考えております。

編集に当たり、事例を御提供いただきました千葉県や県内各市町村をはじめ、関係各機関の方々の御尽力に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

障害者虐待事例検討委員長 稲阪 稔

【障害者虐待事例集】目次

養護者による虐待事例

事例 1	本人の対応に困った養護者により身体的虐待を受けた事例・・・	1
事例 2	父親にしつけとして暴力をふるわれた事例・・・・・・・・・・	4
事例 3	両親が第三者の介入に消極的で対応に苦慮した事例・・・・・・・・	7
事例 4	ネグレクトにより施設入所した事例・・・・・・・・・・	12
事例 5	両親から経済的搾取を受けた事例・・・・・・・・・・	16
事例 6	自覚のない父親からの身体的・性的虐待により分離した事例・・	19
事例 7	一度対応し、継続支援中に再度対応した事例・・・・・・・・・・	23
事例 8	家庭崩壊から虐待が発生している事例・・・・・・・・・・	27
コラム①	養護者による障害者虐待について・・・・・・・・・・	31
コラム②	虐待は人と人との関係性の中にある・・・・・・・・・・	33

施設従事者等による虐待事例

事例 1	管理者から複数の虐待を受けた事例・・・・・・・・・・	35
事例 2	施設従事者により複数の利用者が性的虐待を受けた事例・・・	38
ミニコラム	同性介護について・・・・・・・・・・	41
事例 3	施設職員が利用者の顔を平手打ちする、威圧的な言動をすると いった虐待行為が行われた事例（虐待防止法施行前）・・・・・・・・	42
事例 4	利用者からの預かり金が施設職員により不正支出された事例 （虐待防止法施行前）・・・・・・・・・・	45
コラム③	支援のチーム力を高めよう～日々の支援を振り返る～・・・・・・・・	48
コラム④	虐待事件の検証と防止に向けた取り組み・袖ヶ浦の経験・・・・・・・・	49

使用者による虐待事例

事例 1	仕事上のミスで事業主に叩かれてしまった事例・・・・・・・・・・	55
事例 2	障害特性に対する配慮が得られず心理的虐待に繋がった事例・・	57
事例 3	仕事上のミスに対する不適切な指導があった事例・・・・・・・・・・	59
事例 4	職場でのいじめを放置した事例・・・・・・・・・・	61
コラム⑤	より良い職場環境の構築に向けて～支援者が出来ること～・・・	63

全体考察	1人1人を大切に～つながる支援を目指して～・・・・・・・・・・	65
	障害者虐待事例検討委員会委員名簿・・・・・・・・・・	68

養護者による虐待＜事例 1＞

○本人の対応に困った養護者により身体的虐待を受けた事例

【基本情報】

年齢	30歳代
性別	男性
障害種別	知的障害（A-1）
虐待の種類	身体的虐待
関係者	相談支援専門員、通所事業所、居宅介護事業所、行政機関（市町村）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	継続対応

【事例の概要】

○経緯

- ・本人はストレスがたまってくると、頭を壁に叩きつける、自分の腕を噛む等の自傷行為を起こす。その際、養護者は力づくで抑えようとして、時に、叩くなどの身体的虐待を行ってしまう。
- ・その際のアザ等により、通所事業所の職員から相談支援専門員に連絡が入り、行政機関（市町村）に通報となる。

○結果

- ・本人は自宅での生活を引き続き希望している。また、養護者も施設入所に対してはかなり抵抗がある。そこで、在宅生活が安全に送れるような支援体制の構築に努めた。

【対応内容】

通報・相談	<p>通所事業所職員が本人の顔にアザと切り傷が見られたことを確認。同居の養護者が本人に身体的虐待を行っているおそれがある。</p> <p>以前から同様のことがあり、その際に養護者に確認をしたところ、養護者との関係が不安定になった経過があったことから今回は養護者への確認はせず、相談支援専門員に連絡。</p> <p>その後、相談支援専門員から行政機関（市町村）へ通報となる。</p>
対応（当日） 通報～10日後	<p>行政機関（市町村）内にて緊急性の判断について協議。ほぼ毎日、居宅介護事業所、通所事業所等の関係機関・支援者が本人と関わっており、常に本人を観察できる状況にある。</p> <p>しかしながら、虐待行為が日常的にみられることから、引き</p>

<p>(事実確認)</p> <p>(支援内容)</p>	<p>続き、情報収集を行うとともに、今後一時保護も視野に入れていくこととした。</p> <p>また、通所事業所等の関係機関に聴取した上で、自宅へ行き本人の状況を確認し、虐待の事実確認を行った。</p> <p>本人は以前から体に傷を作ることがあり、支援機関が見守りを行っていた。今回、顔に傷を作って通所先に来所したことをきっかけに通報があり、虐待案件として正式に受理となった。</p> <p>本人のアザの確認や通所事業所への聞き取りを行い、その後、関係機関との情報共有を目的としてケース会議を開催。また、養護者と面接を行い、サービス内容を増やし、養護者の介護の負担軽減を図るように支援した。</p>
<p>結果 (継続支援)</p> <p>(成果)</p> <p>(課題)</p>	<p>養護者への面接等による支援を行うとともに、養護者も交えた定期的なケース会議を開催して、対処方法等の学習、支援者のスキルアップ等を実施。また、介護事業所、支援者の開拓や万一の際の一時保護施設への入所依頼も行った。</p> <p>今までこのようなことが繰り返されてきた中、行政機関(市町村)が介入して定期的なケース会議を開催することにより、関係機関が一定の方向性を持って支援できるようになった。</p> <p>しかしながら、まだ、パニック行動や養護者による虐待のおそれはあることから、今後も引き続き、関係機関と連携を密にしながら防止へと努めていく必要がある。</p>

【他に考えられる対応】

- ・養護者のレスパイトを目的としたショートステイ利用
- ・親の会等の紹介を通して養護者が相談できる環境づくり

【事例に対する考察】(考察のポイント)

- ・いかに当事者達を見守るか
 養護者による虐待の場合は、行政機関や支援者の目が届かないところで日常的に虐待が繰り返されるなど、本人が危険にさらされる可能性がある。虐待が起こっている時間は夜間や他人の目が届かない状態での発生が多い。どのように実態を把握し、本人を守っていくべきかという課題がある。
- ・行動障害の理解・対応
 行動障害のある人のニーズにどのように応えるか、どのようにすれば本人が安心できる環境をつくれるか考え、対応することが重要である。行動障害に対しては、抑制や隔離などその場しのぎで対応するのではなく、本人のニーズを理解し、養護者

だけに負担やしわ寄せが行ってしまっていて孤立することがないように、社会資源に結びつけながら支援を行っていくことが求められる。

- ・ 分離する際の決断

今回のように本人や養護者が分離を拒否し、在宅での生活を希望するケースにおいていかに分離に踏み切るのか、どのタイミングで行うのかは非常に重要になってくる。当事者達の希望を尊重したがゆえに本人の身体に危険が及び、取り返しがつかない事態を招くこともあり得る。事例によっては、当事者達の希望よりも本人の安全を優先する、という視点に立った決断も必要になってくる。

【用語説明】

- ・ 相談支援専門員

計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。

- ・ 居宅介護

障害のある人等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与する障害福祉サービス。

- ・ ケース会議

障害のある人への今後の支援の方針や内容などを協議する会議。具体的には課題の明確化や対応方針の決定、役割分担の決定等。出席者は今後の支援を協議するため、市町村職員のみならず、支援に関わる関係機関や専門職も考えられる。一般的には、利用者の援助の過程で適切な援助を行うために、援助に携わる者が集まり討議する会議のこと。広くは事例検討会、サービス担当者会議、医療機関等におけるカンファレンスを含む。

- ・ レスパイト

障害のある人の親や家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

- ・ 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う障害福祉サービス。

- ・ (強度) 行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態。

養護者による虐待＜事例2＞

○父親にしつけとして暴力をふるわれた事例

【基本情報】

年齢	20歳代
性別	男性
障害種別	精神障害（精神保健福祉手帳1級）
虐待の種類	身体的虐待
関係者	行政機関（市町村）、相談支援専門員、生活介護事業所、医療機関、母親
虐待行為の頻度	一時的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・通報の3日前、精神科病院ケースワーカーから本人が通所している生活介護事業所へ本人が薬を大量に飲みすぎて不安定になったと連絡が入った。
- ・通報日の前日に生活介護事業所から精神科病院のケースワーカーへ事業所での様子を報告。母親から生活介護事業所に、父親からほうきで叩かれたようだとの相談があった。父親に「しつけ」として叩かれている様子がうかがえた。

○結果

- ・相談支援専門員の訪問を通じて、父親への障害者虐待に対する理解、本人への接し方についての改善を求めた。
- ・改めて、法制度の説明・助言を行い、関係機関の支援があることを伝え、通常障害福祉サービス等の支援を行うことで終結とした。

【対応内容】

通報・相談	生活介護事業所から行政機関（市町村）へ通報・相談があった。本人の顔や両腕にアザが見られ、母親から事業所へ父親の虐待に関する相談があったことから通報となる。
対応（当日） 通報～3週間後	事業所からの通報であったため、自宅訪問による事実確認を行ったところ、緊急性は低いと判断し、支援の方法を模索していくこととした。
（2日後）	行政機関（市町村の虐待対応担当者と保健師）が自宅で本人、母親と会い、情報収集を行った。この時、重篤な身体的外傷は見当たらなかった。
（方針）	この時既に相談支援専門員による支援があったため、本人の様子や母親からの経過の聞き取りをしていくこととした。

<p>結果 (支援実施)</p>	<p>母親の話では、父親も障害者虐待防止法についての知識は持っていたが、指導のつもりで虐待行為を行った様子である。改めて、行政機関（市町村）職員や相談支援専門員から法制度の説明・助言を行い、関係機関の支援があることを知る機会を持ってもらい、本人への接し方の助言や障害福祉サービス等の支援を行った。</p>
<p>(本人支援)</p>	<p>なお、本人については、既に相談支援事業所の相談支援専門員、生活介護事業所や通院している医療機関が繋がっており、従前から個別ケース会議も開催されていたため、通報・支援体制がスムーズであった。</p>
<p>(課題)</p>	<p>一方、身体的虐待の疑いがある場合、保健師が関与するのは唐突であり、保健師の関わり方が明確ではないとの行政機関内部（市町村保健担当課）からの意見がある。行政機関（市町村）として医学的な見地からの、虐待の事実確認・判断をどのようにすべきか苦慮している。</p> <p>また、課題として、父親は精神疾患・症状に対する理解が低いため、本人への接し方に配慮がなかったことが虐待に繋がってしまったと考えられる。普段から関わっている医療・福祉等の関係機関を中心とした虐待対応の協力体制、役割を個別ケースごとに構築していく必要がある。</p>

【他に考えられる対応】

- ・ 民生委員に協力を依頼し、見守りの強化
- ・ 虐待行為が繰り返される場合はショートステイによる一時分離を検討

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・ 本人や周りの人からのサインを読み取る
 母親からの相談が虐待発覚のきっかけとなり、虐待に気づくことができた。しかし、このようなサインを見落とすと後に大きな事件へと発展してしまうおそれがある。また、虐待の背景には、本人がなかなか被害を訴えることができない面があり、日常的に本人に接している支援者が本人や養護者の些細な変化に気づくことが重要となる。
- ・ 「虐待」というものの周知
 養護者が本人への「しつけ」として本人を叩くという行為が結果として虐待となった事例である。養護者に虐待をしているという自覚はなかったが、障害者虐待防止法では「虐待をしている」という自覚は問わず、結果として虐待行為を行えばそれは虐待となる。このような知識を養護者に対して啓発していくことが必要ではないか。

【用語説明】

- 相談支援専門員
計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
- 生活介護
常時介護を要する障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設その他の事業所において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する障害福祉サービス。
- ケースワーカー
福祉事務所で相談援助や生活保護に関する業務を行う職員の通称。「福祉を中心に生活の相談にのる人」としても使われる。
- ケース会議
障害のある人への今後の支援の方針や内容などを協議する会議。具体的には課題の明確化や対応方針の決定、役割分担の決定等。出席者は今後の支援を協議するため、市町村職員のみならず、支援に関わる関係機関や専門職も考えられる。一般的には、利用者の援助の過程で適切な援助を行うために、援助に携わる者が集まり討議する会議のこと。広くは事例検討会、サービス担当者会議、医療機関等におけるカンファレンスを含む。
- 民生委員
厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

養護者による虐待＜事例3＞

○両親が第三者の介入に消極的で対応に苦慮した事例

【基本情報】

年齢	30歳代
性別	男性
障害種別	身体障害（体幹機能障害1級） 知的障害（B-2）
虐待の種類	身体的虐待
関係者	行政機関（市町村）、医療機関、相談支援専門員、生活介護事業所、居宅介護事業所、移動支援事業所、短期入所施設
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	継続対応

【事例の概要】

○経緯

- ・本人が通所している生活介護事業所からの通報。本人に傷やアザ、腫れがあるというもの。以前から傷やアザは頻繁にあったが、目立つような傷ではなく、本人に自傷行為もあったことから虐待かどうかは判断が難しかった。しかし、通報日の少し前から傷やアザの状況がひどく、通報したというもの。本人は両親と祖父母の5人家族で、誰のどのような対応により傷がついているのかは不明。生活介護事業所の職員は、母親が精神的に不安定との印象を持っている。

○結果

- ・サービスの導入と調整を行い、養護者の負担軽減を図るが、両親が第三者の介入に消極的かつ拒否的で対応に苦慮している。

【対応内容】

通報・相談	生活介護事業所からの通報。 体の左半身にアザ、腫れ、切り傷がある。本人に発語なく、母親にどうしたかと聞くと「転んだ」ということであったが、転んだような腫れではない。養護者が日常的に手を出している様子。これまでも小さな傷やアザは頻繁に確認されていた。また、養護者からの暴言は日常的にある。
対応（当日） 通報～4日後	本人宅を訪問し、養護者及び本人と面会。身体的な虐待の痕跡は発見されなかったため、緊急性は低く保護を見送るが、かなりリスクが高い家庭であると認識する。母親、祖父母は本人の要求を理解できず、パニックを起こす本人の対応に苦慮している様子。母親や祖父母の日常的な介護負担が重

(4日後)	いと判断する。 コアメンバーによる会議を行い計画相談支援を導入。移動支援については毎週のサービス利用の導入を検討し、ショートステイの利用等の日数も増やす。また、担当者会議を開催し、緊急時の連絡体制をつくる。
結果	継続的に対応することとした。

【対応内容（2回目）】

通報・相談	生活介護事業所から2回目の通報。 日中活動参加のため、自宅に迎えに行ったところ顔にひっかけ傷が残っていた。在宅の祖父は「本人がやった」というが、そうは思えないので連絡した。家族からの身体的虐待のおそれ。
対応 通報～1か月後	ほぼ毎日入浴、移動支援サービスが入っており、行政機関（市町村）が支援者に虐待について協力依頼を行っている。また明日には消えるような傷跡など総合的に判断し、今回は連絡を受けるのみとする。また、各事業所に現状の聞き取りをする。
(3週間後)	状況確認のため生活介護事業所に訪問し、本人の身体状況確認。通報内容とは別のアザや床ずれのような傷跡を確認する。また、事業所が撮影してきたアザや傷の写真を確認し、受け取る。
(支援内容)	本人の通院歴がある医療機関からも情報を収集し、居宅関係の事業所から情報を得て、行政機関（市町村）のケース会議で対応を検討した。その結果、自宅で生活を続けることになる。相談支援事業所がサービスを調整し、月1回1泊の短期入所を追加することを決定。モニタリングを行いながら経過を見ていく。また、関係機関と担当者会議を行う。支援者が虐待について気付いたことを行政機関（市町村）に報告してもらおうよう再確認。
(その後)	以後数度にわたり居宅介護事業所、生活介護事業所から本人の傷について連絡がある。その都度、生活介護事業所を訪問しての状況確認、基幹相談支援センターを交えた協議を行い本人宅への訪問を行う。しかし、移動支援がキャンセルされる等、養護者のサービス受入れが難しい。
(養護者の苦悩)	訪問時に養護者から聞き取った内容によると、本人がパニックで暴れたりすることが頻繁で、養護者としても対応に困っている。また、支援する側としても、養護者との関係構築

	が難しく、養護者との衝突が頻繁に起こるため、介入出来ずに苦慮している。
結果 (現状)	サービスを大量に導入しているが、傷やアザが頻繁にできており、改善の兆しが無い。体に傷がつく明確な理由が不明で、虐待者が家族の誰なのかも不明であり、さらに両親が第三者の介入に消極的かつ拒否的であるため対応に苦慮した。短期入所は利用しているが、現在は入所の意向はない。

【他に考えられる対応】

- ・キーパーソンの設定、積極的な介入
- ・傷の状態が改善されない場合は分離保護を検討
- ・民生委員や近隣住民との協力体制の確立

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・養護者との信頼関係構築
かなり多くのサービスが導入されており、関係者間の連携も適宜行われているが、第三者の介入について養護者の理解を得ることが難しく、スムーズな支援が困難となっている事例である。なぜ養護者が介入に難色を示すのか、その考えの背景を見極め、話し合いの中で結論を導いていくことが求められる。必要によっては第三者あるいは親族をキーパーソンとした支援も考えられる。
少しずつでも信頼関係を構築することで家族の真のニーズを見極められるのではないか。

【用語説明】

- ・相談支援専門員
計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
- ・生活介護
常時介護を要する障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設その他の事業所において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する障害福祉サービス。
- ・居宅介護
障害のある人等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与する障害福祉サービス。
- ・移動支援
障害のある人等が円滑に外出することができるよう、障害のある人等の移動を支援する事業。

- ・短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う障害福祉サービス。

- ・特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

- ・コアメンバーによる協議・会議

市町村や都道府県が事実確認を行う前後に随時開かれる会議。虐待の有無の確認や緊急性の判断を行うために開催される。直面する虐待に係る緊急の対応方針を速やかに決定することを目的とし、担当部局の管理職や職員等が出席して行われる。担当部局の管理職の出席は必須。

- ・計画相談支援

「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」から成る。

「サービス利用支援」とは、市町村による障害福祉サービス等の支給に際して、障害福祉サービス等の利用を必要とする人からの依頼を受けて、その人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定めた「サービス等利用計画」を作成することなどをいう。

また、「継続サービス利用支援」とは、市町村による障害福祉サービス等の支給決定を受けた人のサービスの利用状況を検証し、その結果等を勘案のうえ必要に応じてサービス等利用計画の変更を行い、サービス利用者・家族への助言等を行うことをいう。

- ・相談支援（事業）

障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障害のある人の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障害のある人に対するサービス利用計画の作成や、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行う。

- ・基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援（身体障害、知的障害、精神障害）、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

- キーパーソン

障害のある人への支援を行う際に、支援の重要な鍵を握る人のこと。また、最も信頼関係が築けている人、あるいは利用者への支援を中心となって行う人。公的機関や支援機関のみならず、家族・友人といったインフォーマルな支援者になることも考えられる。

- 民生委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

養護者による虐待＜事例 4＞ ○ネグレクトにより施設入所した事例

【基本情報】

年齢	60歳代
性別	女性
障害種別	知的障害（A-1）
虐待の種類	セルフネグレクト
関係者	行政機関（市町村）、相談支援事業所、中核地域生活支援センター
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・以前、兄から「金がない」と生活困窮の訴えがあったことから支援を開始し、行政機関（市町村）、各関係機関で定期的見守りを行っていた。その後、兄が他界し、独居となる。重度の知的障害や統合失調症の疑いもあり、コミュニケーションの難しさがある。衣服や住環境は、極端に不衛生であり、異臭も強い。清潔な服を勧めるも拒否される。買い物に行く以外はほとんど家の中で過ごしている状態であった。行政機関（市町村）や支援者が定期的に訪問を行い、体調が悪い時などは受診同行もした。知的障害が認定され、療育手帳を取得し、また、障害年金も受給した。そのような中での定期的な訪問で相談支援事業所職員が本人の身体の異変に気付き入院となった。

○結果

- ・関係機関等により協議を行い、身体状況、住環境から考えると自宅に戻り生活することは無理であると判断し、施設入所となった。経済的な面に関しては市町村申立てによる成年後見制度を活用し財産管理を行った。

【対応内容】

通報・相談	相談支援事業所職員の定期的な訪問時に発見、通報。セルフネグレクトの疑いあり。
対応（当日） 通報～8日後 (意向確認)	訪問時、普段の様子とは違い、左半身が動きにくい状態であったので病院を受診した。脳卒中と診断され半年ほどの入院となる。 なお、本人が毎日行く店に確認すると数日前から来ていないことが判明した。 行政機関（市町村）、関係機関等により協議。また本人の

	意向を確認。退院後に居住環境が不衛生であり、ライフラインも整っていない自宅に戻ることは困難。地域の方々とも関係がよくない。施設入所を検討していく。
結果	<p>(施設入所) 障害者支援施設に入所措置となり、定期的に相談支援事業所の相談員が様子を確認している。</p> <p>入所後の現在は以前に比べ少しずつであるが本人の状態は改善している。</p> <p>(財産管理) また経済面においては、市町村申し立てによる成年後見制度を活用し、財産管理を行っている。なお、本人の家は現在管理する人間がおらず、放置状態となっている。</p> <p>(反省) 定期的に訪問を行っていたので、早期に発見ができたことは良かった点と思われるが、コミュニケーションをとるのが難しい方であったので、本人との会話に大変時間を要した。</p>

【他に考えられる対応】

- ・ヘルパー利用の検討等による本人の在宅での生活支援
- ・住環境の整備、民生委員や相談支援事業所による見守り強化

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・本人の自立した生活を守るために
 本事例については、生命の危険があったことから、退院後、入所措置となった。本事例のように、本人の意向を確認することが難しい場合、居宅介護サービスの利用を導入し自宅での生活を継続するか、施設入所を検討するか、慎重に判断していくことが求められる。
 施設入所としたことで、生活・健康面では一安心できる一方、本人にとって馴染みのある店や人々など、これまで生活してきた地域とのつながりや楽しみが断たれてしまう面もある。
- ・虐待対応後の継続した支援
 施設への入所という対応結果となったが、施設へ入所させることで終結ではない。入所後も、引き続き本人の様子を確認しながら、適切にサポートを行っていく必要がある。
- ・セルフネグレクトに関する対応
 セルフネグレクトも本人の権利を侵害するものであって、時に生命に危険を及ぼす場合もあり決して軽視できない。セルフネグレクトについても迅速・的確に対応していかななくてはならない。

【用語説明】

- ・セルフネグレクト

障害のある人が自らの意思で、またはその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの世話ができなくなり、他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的に見て本人の人権が侵害されていること。

- ・相談支援事業（所）

障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障害のある人の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障害のある人に対するサービス利用計画の作成や、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行う。

- ・中核地域生活支援センター

子ども、障害のある人、高齢者など一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。本県独自の制度。

- ・統合失調症

幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。それに伴って、人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴を併せもつ。以前は「精神分裂病」が正式の病名であったが、「統合失調症」へと名称変更された。

- ・療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、「知的障害者」であることの証票として県知事が交付するもの。

- ・障害年金

老齢年金、遺族年金と並ぶ公的年金の一つ。精神や身体に障害を持ったことで生活の安定が損なわれることのないように、仕事をする上で、あるいは日常生活を送る上で困難がある人に支給される年金のこと。

- ・成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

- ・ 障害者支援施設

障害のある人につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護等）を行う施設をいう。

- ・ 民生委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

- ・ 居宅介護

障害のある人等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与する障害福祉サービス。

養護者による虐待＜事例5＞

○両親から経済的搾取を受けた事例

【基本情報】

年齢	30歳代
性別	女性
障害種別	知的障害（B-2）
虐待の種類	経済的虐待
関係者	行政機関（市町村）、母親、中核地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・両親が失業してから、本人の障害年金及び事業所での収入に対する父親の経済的依存がエスカレートしていき、世帯の生活費（食費・家賃など）だけでなく、父親の遊興費（タバコ、酒、パチンコ）まで金の無心が続いた。暴力が伴うことはなかったが、父親は脅迫めいた言葉を吐くこともあり、生活費に困窮し、家賃や公共料金の滞納、日々の食事にまで影響が出ることもあった（1日パン1個や、何日も食べるものがない状態も）。無責任で無計画な父親のもとから一刻も早く離れたいという相談が、かつて就職相談に携わった障害者就業・生活支援センターを通して、中核地域生活支援センターに持ち込まれた。

○結果

- ・親もとを離れたいという本人の希望に対し、グループホームへの入居を提案。運よく、近隣のグループホームに空きがあったため、入居となった。併せて、養護者へのフォローとして、生活保護の申請を勧めることとした（生活の立て直しのため）。

【対応内容】

通報・相談	本人の障害者就業・生活支援センターへの相談が中核地域生活支援センターを介して相談（通報）に至る。 同居の父親による経済的虐待の訴えあり。
対応（当日） 通報～2週間後	本人宅を訪問するが、父親は不在。父親は本人のことには無関心な模様。 身体的虐待は伴っていないこと、母親が味方についていたこと、すでにグループホームへの見学の調整がついていたこと、就労していたこと等を考慮し、一時保護等の必要性は不要と判断した。

		その後、障害者就業・生活支援センター及び中核地域生活支援センターにてグループホームの空き状況の確認。
	(2日後)	障害者就業・生活支援センター、母親、本人で1件目のグループホームの見学。入居見送り。
	(1週間後)	障害者就業・生活支援センター、母親、本人で2件目のグループホームの見学。入居見送り。
	(10日後)	中核地域生活支援センター、行政機関(市町村)、母親、本人で3件目のグループホームの見学。入居が決定する。
	(2週間後)	行政機関(市町村)、母親、本人で、グループホームの入居契約及び引越作業、養護者世帯の生活保護申請(この日、初めて父親と面接、上記虐待の事実を認める)
結果	(転居)	本人の転居、出身世帯の生活保護申請により支援を終了する。
	(反省)	障害者本人が「自立」へと前向きな生活を選んだ一方で、就労意欲の感じられない父親の「自立」のために、養護者のフォローとはいえ、生活保護という手段を用いなければならなかったことに、少なからず違和感は覚える。

【他に考えられる対応】

- ・財産管理サービス(社会福祉協議会の日常生活自立支援事業)の活用や障害者就業・生活支援センターのサポートを受けながらの在宅で見守り
- ・父親への支援(依存症の疑いのため病院への通院)

【事例に対する考察】(考察のポイント)

- ・養護者への支援
通報から約2週間で対応を終結しており、分離から生活保護までは迅速に対応できた事例である。ただし、本人が自立に向かう一方で養護者への支援が必要となった。養護者がどのような問題を抱えているのかを把握し、養護者に対する適切な支援が必要になってくる。
- ・金銭的問題の対応
養護者からの経済的虐待(金銭搾取)の中には、養護者の経済的困窮という背景がある場合が多い。借金や生活苦といった経済的な問題は、日常生活自立支援事業の活用や法律家との相談、生活保護の検討といった関係する複数の行政機関と一緒に対応をしていく必要がある。事例によって適切な機関につなぎ、金銭問題の解消に向けての支援も重要となる。
- ・幅広い選択肢
本人の希望もあり、最終的には分離を行った。しかし、選択肢のひとつに在宅での支援も考えられたのではないか。分離することも大事な手段であるが、支援にはそ

ここに居ながらにして支援を行うこと、例えば給与をどのようにして搾取させないかということも考えることも必要になる。今回、本人は分離を希望していたが、障害のある人の中には在宅での生活を希望する場合もある。本人が在宅での生活を希望される場合にどのように対応するのか、日頃から支援機関と情報共有をし、虐待が起きても速やかに対応できるよう連携に努める必要がある。

【用語説明】

- 中核地域生活支援センター
子ども、障害のある人、高齢者など一人ひとりの状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を24時間365日体制で行う。本県独自の制度。
- 障害者就業・生活支援センター
障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。
- グループホーム（共同生活援助）
障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと。
- 日常生活自立支援事業
認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が主体となって実施している。

養護者による虐待＜事例6＞

○自覚のない父親からの身体的・性的虐待により分離した事例

【基本情報】

年齢	20歳代
性別	女性
障害種別	知的障害（B-1）
虐待の種類	身体的虐待・性的虐待
関係者	行政機関（市町村）、相談支援専門員、訪問介護事業所、地域包括支援センター、保佐人
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・祖父、父親、本人、兄、妹の5人暮らし。同じ部屋で父親、本人、兄と一緒に過ごしていた。地域包括支援会議の場で訪問介護事業所から、本人が父親に叩かれたり、胸やお尻を触られたりしているとの通報があった。そこで行政機関（市町村）が事実確認を行ったところ、身体的虐待及び性的虐待の事実が確認された。本人は父親に対してもやめるように言っていたが、父親は認めることなく日常的に虐待が続いていた。

○結果

- ・緊急性があると判断し、関係機関によるケース会議を開催し父親と本人の分離の必要性を確認した。本人の短期入所に向けて手続きを進め、一時分離を実施。その後、本人はグループホームに入所した。

【対応内容】

通報・相談	地域包括支援会議の中でヘルパーが通報。会議に参加したケースワーカーから行政機関（市町村）に通報。 同居の父親からの身体的・性的虐待の疑いありという内容。
対応（当日） 通報～1週間後	性的虐待の疑いもあることから、緊急性ありと判断。ただし、関わっている関係機関も多く、緊急性についての判断も異なることから、ケース会議を開き、対応方針を統一させることを確認。1日3回ヘルパーが訪問していたので、聞き取りを行った。 同時に自宅を訪問。本人の安否の確認を行う。ただし、別室に父親もいたので、改めてそれぞれの日中の活動場所で聞

<p>(1週間後)</p> <p>(方針)</p>	<p>き取りを行う。本人からも「父がエッチなことをしてくる。言ってもやめてくれない。やめてほしい」との意向を確認する。</p> <p>ケース会議を実施し、父親から本人への行為は身体的・性的虐待であることを関係機関で確認した。本人からも父親と離れて暮らしたいという希望があったので、今後は父親との分離を進めるという方針で、短期入所先を探すこととなった。</p> <p>短期入所の契約等は保佐人が行うこととし、入所先を探すなどの準備を進めた。</p>
<p>結果</p> <p>(入所)</p> <p>(成果)</p> <p>(課題)</p>	<p>一時的な分離を行った後、グループホームへ入所し、同居の状態は解消された。父親に対しても、本人への行為は障害者虐待になるので、今後このようなことはしないよう話をした。グループホームへの入所により、本人の身の安全は確保されたので行政機関（市町村）の対応を終了し、相談支援専門員による通常の相談支援に移行。その後もヘルパーやケアマネージャーとの連携による支援を実施。</p> <p>関係機関の間で、緊急性に関する認識に違いがあったが、ケース会議を重ねる中で、分離の必要性を共通認識として持つことができた。</p> <p>養護者による虐待は、継続的に起こっていたことも多く、その判断については評価が分かれることがある。また、1つの世帯で高齢者支援機関と障害者支援機関が別々に関わる場合には、特に関係者の情報共有が重要になる。状況の判断や情報共有には労力を必要とするが、行政の権限をうまく活用して介入することができれば、有効な支援に結びつけることが可能となる。</p>

【他に考えられる対応】

- ・ 養護者への啓発とヘルパーや保佐人による見守り強化
- ・ 高齢者福祉担当課との連携強化・役割分担
- ・ 専門家による被害者の心のケア、カウンセリング

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・ キーパーソンは誰か

保佐人には、本人の意思を尊重しその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない、という身上配慮義務が課せられており、本人の権利を守るために積極的な対応が求められる。しかし、中には本人と直接関係がない第三者が保佐人に選任

されている場合もあり、その場合はいかに本人の生活に直接関わっていくかということが課題となる。そういう場合こそ、他の支援者といかに連携し、本人を支援していくかという方法について検討することが重要であり、本件についても早い段階から保佐人がキーパーソンとなって対応できていれば、という事例であった。

- ・連携による支援の重要性

祖父には高齢者支援機関、本人には障害者支援機関が関与しており、多くの機関が関わっていた。複数の関係者が関与する場合には、課題の設定、役割分担の明確化、情報の共有化などの連携がとりわけ重要となる。

【用語説明】

- ・相談支援専門員

計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。

- ・地域包括支援センター

高齢者に関する総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメントの支援等の介護保険法の定める地域支援事業を行う機関をいう。

- ・保佐人

精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分なものに対して家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた場合に付される者をいう。本人が行う重要な財産行為については保佐人の同意を要することとされる。

- ・ケース会議

障害のある人への今後の支援の方針や内容などを協議する会議。具体的には課題の明確化や対応方針の決定、役割分担の決定等。出席者は今後の支援を協議するため、市町村職員のみならず、支援に関わる関係機関や専門職も考えられる。一般的には、利用者の援助の過程で適切な援助を行うために、援助に携わる者が集まり討議する会議のこと。広くは事例検討会、サービス担当者会議、医療機関等におけるカンファレンスを含む。

- ・短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う障害者総合支援法による給付対象サービス。

- ・グループホーム（共同生活援助）

障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと。

- ケースワーカー
福祉事務所で相談援助や生活保護に関する業務を行う職員の通称。「福祉を中心に生活の相談にのる人」としても使われる。
- 相談支援（事業）
障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障害のある人の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障害のある人に対するサービス利用計画の作成や、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行う。
- ケアマネージャー
ケアマネジメントを行う人のことで、介護保険制度のもとでは介護支援専門員をケアマネージャーと呼ぶ。ケアマネジメントとは、利用者が自立した日常生活を営むのに必要な援助を社会資源と結び付け、関係機関や施設等と連携しながら、利用者が必要とする各種サービスの調整を図る手続きのこと。
- キーパーソン
障害のある人への支援を行う際に、支援の重要な鍵を握る人のこと。また、最も信頼関係が築けている人、あるいは利用者への支援を中心となって行う人。公的機関や支援機関のみならず、家族・友人といったインフォーマルな支援者になることも考えられる。

養護者による虐待＜事例7＞

○一度対応し、継続支援中に再度対応した事例

【基本情報】

年齢	40歳代
性別	女性
障害種別	精神障害（精神保健福祉手帳2級）
虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待
関係者	本人の通院している医療機関、養護者の通院している医療機関、民生委員、両親、地域包括支援センター、警察、行政機関（市町村）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・兄から本人及び両親に対する身体への暴力や言葉による暴力。本人への暴力を止めようとした両親に対しても平手打ちする、本人に対して、隣家にも聞こえるほどの大声で暴言を吐かれた、といった内容の相談が両親から行政機関（市町村）へされる。
- ・家庭訪問や電話連絡による状況確認は、母親、父親とともに拒否。緊急時には警察に相談するように伝え、「以前から警察にも相談をしているため、対応はできる」と言われた。
- ・両親は高齢であり、地域包括支援センターも高齢者虐待として協力対応。地域包括支援センターには以前から両親が相談していたため、地域包括支援センターが家庭訪問を実施して状況確認。
- ・家庭訪問時には、母親・父親・兄から聞き取りを行うことはできたが、本人の意向が確認できなかったため、本人と両親が来庁時に聞き取りを実施。

○結果

- ・関係医療機関、民生委員から状況を確認したところ、虐待等について把握していなかった。
- ・本人の話では、何がいけないのか、そんなに大したことではないとの認識。現状では障害福祉サービスなど利用するつもりはないとのこと。
- ・本人の自立に向けての支援や現状確認をするため、定期的な聞き取りを実施した。

【対応内容】

通報・相談	両親が行政機関（市町村）の窓口で相談。同居している兄による暴力があり、身体的虐待のおそれ。
-------	---

<p>対応 通報～</p> <p>(当日)</p> <p>(3日後)</p> <p>(11日後) (今後の支援)</p>	<p>両親の身体的にはアザ等の外傷は見られない。兄は怪我をさせるほどの力で叩くことはできない(事故による上肢不自由、身体障害者手帳2級)ため、生命の危険に及ぶような状況は本人も両親も共に感じていない。</p> <p>関係機関から情報収集を行い協議した結果、緊急性は低いとして分離は見送る。</p> <p>家庭訪問し相談日と同様に母親、父親の意向を確認。兄とも会話をして兄の身体的な状況も含めて確認。</p> <p>本人から聞き取りを実施。障害者虐待として認定。</p> <p>行政機関(市町村)側から障害福祉サービスとして、グループホームや日中活動への参加等について本人の意向を確認したところ、当面は利用する予定は無い、との回答。</p> <p>両親と本人に月1回来庁してもらい、現状や今後のことについて確認し、本人が自立できるような支援に努めることとする。</p>
<p>結果</p> <p>(課題)</p> <p>(反省)</p>	<p>支援を継続していたが半年後に再度虐待が発生した。</p> <p>高齢者虐待と障害者虐待の対応を行うため、担当部署の判断基準に違いがあり、対応に関して難しい部分があった。</p> <p>また、養護者は家庭訪問を拒否していたにもかかわらず、事前の連絡もなく訪問した行政機関(市町村)の職員から「虐待行為の確認のため訪問した」と言われたことを不満に思っている様子。初回の家庭訪問は、支援のきっかけになる重要な場面であるため、声かけの方法等は慎重に対応すべきであった。</p>

【事例の概要②】

○経緯

- ・近隣住民から「怒鳴り声がある」と警察に通報。警察から障害者及び高齢者に対する虐待として、行政機関(市町村)に通報があり状況確認のため、家庭訪問実施。
- ・兄が興奮状態で怒鳴り声が聞こえるため市町村役場で聞き取りを行う。

○結果

- ・母親の話では、本人は兄から「叩かれた」「家から出ていけと言われた」「何時間も説教をされた」とのこと。
- ・本人に確認すると、「自分が悪いから説教される」「怪我はしないが叩かれることはある」などの発言があったので障害者虐待として認定。
- ・本人に今後の意向を確認すると、「両親と3人で違うところで生活したい」と主張したため、両親に確認。父親は自宅にこのまま住みたい、母親は違う場所で離れて暮らしたいとのことであり、母親と本人は祖父母の家で生活することとなった。

- ・本人の日中生活については、当面は別宅でサービス等は利用しない生活を希望したため、定期的な訪問等でサポート。

【対応内容②】

通報・相談	近隣住民から怒鳴り声がすると警察に通報が入る。その後、警察から行政機関（市町村）へ身体的虐待の疑いとして通報。
対応 （当日） 通報～約1カ月後 （分離実施） （支援） （安全確認）	<p>通報がありすぐに自宅に訪問。障害者虐待として認定。本人の体からアザ等の外傷は見られない。生命の危険に及ぶような状況ではないが、虐待行為がエスカレートしていく可能性もあり、本人の意向もあったため、祖父母宅への分離を実施。</p> <p>分離に関するサポート（荷物の運び出しや移動等）、今後の生活について障害福祉サービスの利用を促す。兄に居場所は伝えていないが訪問する可能性があるため、自宅に入れないように対応してもらい、警察による見回りパトロールを実施。</p> <p>本人及び母親の安全を確認するため、高齢者虐待担当の地域包括支援センターが電話確認、訪問等を実施。</p>
結果 （その後） （今後の支援）	<p>半年間経過を見たが兄が訪問して危害を加えるような状況は無かったため終了とする。その後は通常サポートとして、家庭訪問や来庁相談で対応を行い障害福祉サービスの利用を促していく。</p> <p>障害者虐待として対応中に再度起こった事例。養護者や本人から介入を拒否された場合、今後の支援関係を築くためにもどのようにしていくか再考する必要がある。</p> <p>分離して生活することで本人の自立への意識が減少したことは事実としてある。できるだけ社会参加に対して意欲を持ってもらうような継続的な支援が必要。</p>

【他に考えられる対応】

- ・兄のグループホーム等への入所
- ・相談支援を利用した見守り強化

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・分離をしたその後
分離のあり方の判断について適切な判断がされた事例である。しかし、虐待対応として適切に対応していても、その後の支援につなげていくことができなければ虐待

に限らず何らかの問題が起きる可能性がある。今回の事例では特に虐待者への支援が必要になる。虐待者には高次脳機能障害の疑いがあることから今後、兄への支援をどう行っていくかが課題となる。

- ・養護者へのアプローチ

虐待の対応において養護者との接し方は大きなテーマではないか。当然、養護者のなかには周りの目が気になる、周囲に気づかれないということで行政が関わるのが拒絶する方もいるだろう。その養護者に対しても、「本人のために」という思いで理解を求め、本人・養護者への支援を行っていく姿勢が必要となる。また、行政が直接関わるのではなく、現在関わっている支援者を介して間接的に関わっていくという手段も有効ではないか。

【用語説明】

- ・民生委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

- ・地域包括支援センター

高齢者に関する総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業、包括的・継続的なケアマネジメントの支援等の介護保険法の定める地域支援事業を行う機関をいう。

- ・グループホーム（共同生活援助）

障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと。

- ・相談支援（事業）

障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障害のある人の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障害のある人に対するサービス利用計画の作成や、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行う。

養護者による虐待＜事例8＞

○家庭崩壊から虐待が発生している事例

【基本情報】

年齢	10歳代後半
性別	女性
障害種別	知的障害（A-2）
虐待の種類	身体的虐待・ネグレクト
関係者	本人の通院している医療機関、通所事業所、行政機関（市町村）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	継続対応

【事例の概要】

○経緯

- ・数年前から家庭内に問題があり、児童虐待のケースとして対応。現在は児童関係者との協力体制はほとんどない。
- ・世帯は祖父、母親、姉、本人の4人で生活保護を受給して生活。母親は精神疾患、祖父は精神障害、本人は行動障害（他害行為）がある。本人が小学生の頃から児童虐待のケースとして対応していたが、母親と祖父の関係性が悪化したため、5年前に母親、姉、本人が転居。
- ・母親からのネグレクト（病院を受診させない、通所事業所に行かせない、適切な食事を与えない、入浴をさせない等）として虐待対応中。
- ・本事例は、通所事業所が、本人から「母親が病院に行かせてくれない」「他の通所事業所に行きたいと言っているのにいつになったら行かせてくれるのか」「お姉ちゃんにほうきで殴られた」と相談を受けたため行政機関（市町村）に通報をした。

○結果

- ・行政機関（市町村）職員が通所事業所に行って職員と本人から聞き取り。通報内容と同様であったため、自宅に行って母親と姉から状況を確認すると、母親、姉とも行為を認めたため、障害者虐待として認定。
- ・母親のネグレクト状態に対して、本人のサポートをしていたのが姉。ネグレクト状態に関してのサポートは生活保護担当者、障害者福祉担当で対応し、姉を分離する方針とした。
- ・姉を公営住宅に入居させた（生活保護単独世帯として認定）。
- ・母親に必要な障害福祉サービスを利用するように指導を行い、新しい通所事業所への通所ができるように契約や保険手続きをサポート、医療機関への受診のサポートを実施。

【対応内容】

通報・相談	通所事業所から、本人から病院に行かせてくれない、殴られた等の相談があり、身体的虐待・ネグレクトのおそれがあるとして通報がある。
対応 （当日） 通報当日～ （支援内容） （今後の支援）	<p>通報後すぐに通所事業所、自宅を訪問。本人の顔が腫れており病院受診の結果、打撲治療1週間を要するとの診断。虐待行為があったことを姉が認めたため、障害者虐待として認定。</p> <p>生命に危険が及ぶような状況ではないが、行為の正当性を主張していたため、姉の分離を実施。</p> <p>行政機関（市町村）側から姉の居住地の確保、生活保護申請、就労支援の提案及びサポートを実施。</p> <p>併せて本人の通院のサポート、事業所との利用契約等のサポートも実施。</p> <p>今後の支援については、関係者による支援会議を実施して情報交換を行い、状況の変化があった場合にはすぐに対応することとした。</p>
結果 （現状） （今後）	<p>姉からの暴力は無くなり、怪我もなくなった。母親のネグレクトに関しては継続して支援中。</p> <p>問題が起きるたびに世帯構成の変化やサービス利用の見直し、ケース会議を実施しているが不安定な状態が続いている。</p> <p>本人にも行動障害（他害行為）があり、養護者としての支援も困難な状況にあることから、施設入所なども今後検討する必要がある。</p>

【他に考えられる対応】

- ・相談支援を利用した本人のアセスメント実施
- ・生活介護を利用した個別支援計画の作成
- ・母親のレスパイトを目的としたショートステイ利用

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・相談支援の有効な活用を
相談支援の利用がないため、関係者に相談支援事業所を加えて本人の行動障害に関するアセスメントが必要になるのではないかと。本人の行動障害の根底にある原因を探ることで行動障害の抑制につなげることができる。また、通所事業所には法的に個別支援計画の作成義務がないので、障害福祉サービスの生活介護を利用して個別

支援計画の作成をすべきではないか。

- ・養護者への支援

養護者による虐待の場合、養護者に対する支援が重要となる。ネグレクト傾向にある母親に代わり、姉が本人をサポートしてきたが、姉による身体的虐待により、姉と本人を分離することになった。母親には介護疲れが見受けられるため、母親へのレスパイトとして本人の短期入所、相談支援事業所の関与など、母親への支援が大切になる。

【用語説明】

- ・(強度) 行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態。

- ・ケース会議

障害のある人への今後支援の方針や内容などを協議する会議。具体的には課題の明確化や対応方針の決定、役割分担の決定等。出席者は今後の支援を協議するため、市町村職員のみならず、支援に関わる関係機関や専門職も考えられる。一般的には、利用者の援助の過程で適切な援助を行うために、援助に携わる者が集まり討議する会議のこと。広くは事例検討会、サービス担当者会議、医療機関等におけるカンファレンスを含む。

- ・相談支援（事業）

障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業。障害のある人の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、事業者の紹介やサービス調整等の援助を行う。また、個別給付として、重度や地域生活に移行した障害のある人に対するサービス利用計画の作成や、利用に伴うモニタリング等の総合的な支援を行う。

- ・アセスメント

福祉サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、支援活動に先だって行われる一連の手続き。

- ・個別支援計画

サービス管理責任者が、相談支援事業者によって作成されるサービス等利用計画における総合的な援助方針を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するもの。

- ・レスパイト

障害のある人の親や家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

- 生活介護

常時介護を要する障害のある人に対し、主として昼間において、障害者支援施設その他の事業所において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する障害福祉サービス。

- 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う障害福祉サービス。

養護者による障害者虐待について

千葉県知的障害者支援施設家族会連合会副会長 山田 温道

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され2年余の歳月が経過しました。千葉県では、遡ること5年も前に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行されており（平成19年7月1日）。私ども障害者の家族にとって、障害のある者に対する福祉サービスが充実され、また障害者への誤解や偏見が少なくなるであろうことに光明が見えて参りました。こともあろうに、その足元で発覚した袖ヶ浦福祉センター事件については新聞・TV等でご存知のとおりです。

さて、手元の資料によると千葉県では障害者虐待防止法施行後の1年間（25/4/1～26/3/31）の障害者虐待の通報・届出の件数は総数379件。このうち養護者による虐待が250件、何と66%を占めています。この379件のうち虐待が認められたものは106件、そして養護者による虐待は82件で実に77%を占めています。どの障害種別においても虐待は起こっており、特に知的障害者に対する虐待が圧倒的に多くなっています。知的障害者の養護者の一人として身につまされるものがあります。さらに悲しいことに、障害者がだれに虐待されたかというと、父親・母親・兄弟姉妹によるものが70%近いことです。一番身近に生活していて、庇いあってゆくべき親兄弟に虐待されるとは不憫でなりません。

今年が日本が先の大戦に敗れて70周年になります。戦前の日本では公的な障害福祉施策はほとんど無かったと聞きます。そして昭和22年から施行された日本国憲法の下での現代社会においては、社会福祉の理念が重視されるようになり、障害福祉については長い間「措置」という行政権限でやってきたわけです。この制度は行政側からの処分であり、選択肢がほとんど無かったとはいえ、障害者福祉に対する国の公的責任は明確であったのです。然るに構造改革の波に乗り契約制度に基づく支援費制度となり、障害者自立支援法を経て現在にいたりました。そして今、利用者は事業所と直接契約を結んで、障害福祉サービスを利用する仕組みになっています。困ったことに知的障害者のそのほとんどの者は契約能力がありません。加齢などにより判断能力が低下したのならまだしも、初めから契約能力の無い者に契約制度はなじみません。成年後見制度が遅々として普及していない現実も含め、障害者総合支援法で検討規定としている諸問題にも的確な結論を出すなど、法整備の充実に期待するところです。

この制度の転換と時を同じくして、全国の知的障害者施設での虐待件数の増加は著しいと聞きます。平成15年度は支援費制度により、サービスの利用が措置から契約制度に移行し、利用者主体のケアマネジメントや苦情解決制度などが導入された年ですが、施設での虐待件数が増加する時期と一致していることが注目されます。これは、政策の急激な変化に施設現場や職員が対応しきれず、戸惑いや不安によりストレスを増加させ、モチベーションの低下等を引き起こすという制度の変化に伴う影響も大き

いと推察されています。同時に、苦情解決制度や第三者サービス評価等のシステムが導入され、従来隠蔽されていた虐待が明るみに出やすくなったということも考えられます。

しかし、障害者施設でトラブルを起こすのはほんの一部の職員でしょう。その職責を全うしている大部分の職員さんが一握の悪貨に駆逐されぬようにしたいものです。何れにしても千葉県内では、虐待や権利擁護に関する研修が実施されており、その成果が期待されるどころです。そして、更に地道な努力の積み重ねが必要でしょう。

一方、養護者による障害者虐待については、障害福祉の世界のみではなく、もっと根本的な日本の社会の在り様を見据えて当らなくてはなりません。1960年以降、日本は経済最優先にして高度成長を成し遂げましたが、同時に家族の在り方を破壊してしまいました。ひいては地域社会も崩壊の憂き目にあっています。都会でも田舎でも、町内には怖い親父や駄菓子屋のおばさんに声をかけられ、いろいろ教えてもらったものです。裸電球しかない、地区の集会所で、柔道の真似事を教わったり、将棋を覚えたりと枚挙にいとまがありません。今は、自動販売機やコンビニで話をしなくても買い物ができ、インターネットやメールによって無言で用が足ります。子供も大人も人間への関心は薄れて大変に困った社会です。

日本は今、混沌とした格差社会の真ただ中にあり、格差が生み出す社会全体の不安定化・閉塞感に覆われています。このような現状で、障害のある人・児童・高齢者等の支援を縦割りで捉えていては明日は見えません。とくに、日本では宗教的風土がありません。政府の政策主導により、分野を超えた関係者がネットワークを組み、地域レベルの包括的な仕組みを構築してはじめて障害者虐待防止、特に養護者の支援につながるものと考えます。

虐待は人と人との関係性の中にある

特定非営利活動法人NECST クラブハウスForUs メンバー 川村全

私は精神の障害を持つ者としてこの事例集の作成に関わってきました。虐待事例検討会の中で障害を持つ者は私一人です。

恥ずかしいことですが、数年前に千葉県の「権利擁護専門部会」の委員になった当初は「県庁の対応が悪い」「健常者が悪い」という旨の発言を繰り返していたと思います。しかし、この事例集を作るために設置された「虐待事例検討会」での対話の積み重ねによって、「虐待」という共通で困難な課題に取り組む仲間意識（ピアな意識）に変わっていきました。

この虐待事例集を作るにあたり、気が付いたのは「すべての虐待は人と人との関係性によって決まる」ということです。

ここで言います関係性とは虐待する側とされる側、その当事者と周囲との、二つがあります。

まず、親と子、支援者と被支援者の当事者間の関係性で虐待になるか、愛の鞭になるかが決まります。家庭内、施設内という密室空間では、個々の立場に加えて、面倒を見てあげている、見てもらっているという、弱者と強者という強い権力関係や依存関係が固定してしまいます。

次に、密室空間に周囲からの目が届かないことにより、虐待の発見や対応が遅れ事態を悪化させます。親の愛情や支援者の親切心というのはもろ刃で、エゴの押し付けという毒見をはらんでいることもあります。その危険性を指摘できるのは周囲の人々です。しかし「密室空間」に居る人が外部の介入を拒んだり、周囲の人が悪いことを指摘するのを躊躇してしまうことが大きな問題だと思います。

事例集を作るにあたり生々しい描写を見ていると、本当に嫌いで虐待しているとしか思えないこともあります。

行政が悪い、施設が悪い、親が悪い、子が悪い、病気が悪い…と「個」に注目して解決しようとしても、その「解決」は一時的なものであったり、「個」の問題が終結すると同時に新たな問題が起こるといふ、負の連鎖が生じることもあります。

虐待の解決は「暴力が止まったから収束」とか「金銭的に安定したので解決」ではないのです。双方の抱えている「苦悩」が解消されたとき初めて解決になります。虐待者か被虐待者の一方だけに問題があるとしてしまうと、どちらかが抱えている苦悩が緩和しても、もう一方の苦悩は続きます。

そして、支援する人や、障害のある人の親のストレスを少しでも和らげたり消したりするのは「対話」だと思います。

冒頭で触れました通り「対話」によって、虐待というすべての人にとって共通で困難な課題に取り組むために、支援者も周囲の人も「虐待を無くしたいしたいのは自分だけではない」と思えるのではないのでしょうか。

それにより支援者が抱え込むストレスを減らし、周囲の人も見て見ぬふりをせずすみませす。

障害のある人との対話で大切にしたいのは、たとえ対話が困難な場合でも、決めつけたり諦めたりすることなく関係性に焦点を置きながら「対話」を重ねていくことです。その為には、言語化できないものも含めた個々の特有の表現を知ること、例えば「頭を壁に打ち付ける」という行動や、「バカ野郎」という言葉、あるいは「何も言わない、言えない」というのもその人の表現の方法です。そこから額面通りではない本質的なメッセージを受け止めることができると思います。

この事例集を読んでくださっているあなたも、「虐待」という難しく大きな問題に取り組む仲間として、他人事ではなく、私たちみんなのこと、「自分事」として考え、立場や役割を超えてできる何かがあるはずだと信じています。大切なのは、悪いことを指摘する強い気持ち・意思を持つことです。

(周知が十分とは言えませんが、県の障害者権利擁護センターや24時間受け付けの市町村虐待防止センターへの通報は、事実確認なしで、疑わしいと思えば通報できます。)

最後に、

個人的な気持ちが入ってしまいまして、恐縮ですが、精神の障害は理解されにくく、一部の情報だけでレッテル張りされてしまうことも少なくありません。精神障害についての対話の場も少なく、虐待についてはもっと少ない状態では虐待そのものが無きものとされてしまいます。

会議での発言や事例集の作成、コメントの機会をくださり、協力していただいた関係者の皆様に感謝いたします。

施設従事者等による虐待＜事例 1＞

○管理者から複数の虐待を受けた事例

【基本情報】

年齢	30歳代 1名、40歳代 2名、50歳代 2名
性別	男性 1名、女性 4名
障害種別	精神障害 5名
虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待
施設種別	グループホーム
関係者	行政機関（市町村・県）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・利用者の一人が警察に身体的虐待について相談をしたことにより発覚。事実確認をした結果、管理者による複数の利用者に対する身体的虐待（利用者を殴る）、心理的虐待（利用者に対する暴言）、ネグレクト、経済的虐待（不明朗な金銭の徴収）が確認された。当初、管理者は虐待の事実を否定するも、施設職員や他の利用者への聞き取りで虐待の事実を把握する。被虐待者が複数名おり、複数の市町村にまたがることから、行政機関（県）が立入調査を実施。

○結果

- ・関係行政機関（援護市町村や援護市町村のある県）と連携し、改善勧告を行う。管理者は理事会において解任となる。

【対応内容】

通報・相談	利用者の一人が警察へ相談に行き、警察から障害者虐待についての通報がある。身体的虐待のおそれ。
対応 （当日） 通報～7週間後	身体的虐待の疑いがあったため、行政機関（援護市町村）は施設所在の行政機関（市町村）と連携し、届出をした利用者への一時保護を実施。
（3日後）	届出利用者からの聞き取りにより事実確認を実施。
（3週間後）	障害者虐待防止法に基づき、市町村から県へ報告。
（4週間後）	施設への立入調査実施。
（7週間後）	施設に対し改善勧告を行う。
	利用者からの聞き取りを行い、意向を確認。行政機関（市町村や県）により別の施設への利用者の移転を行う。
結果 （改善勧告）	行政機関（県）は関係行政機関（市町村）と連携の上、施

(現状)	<p>設に対し虐待の防止のため必要な体制の整備を行うことや、虐待者である管理者を運営に関与させないことといった改善勧告を実施。管理者は解任となる。</p> <p>その後、利用者はそれぞれ別の施設において生活している。</p>
------	--

【他に考えられる対応】

- ・ 理事会及び評議員会の機能強化
- ・ 第三者委員の機能強化
- ・ 実習生やボランティア等の受入体制の強化及びモニタリング
- ・ 職員に対する虐待防止研修（通報義務等の知識の浸透）

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・ 外部に開かれた施設を
施設内において虐待があった場合、通報者保護の規定（障害者虐待防止法第16条）があっても、実際には、通報をためらったり、通報された後に施設内で「犯人探し」が行われるという懸念は払拭できない。そのため、どのように外部の目を入れるか、そのための働きかけをどのように行っていくか、行政の監査だけでは捉えられない施設の日常をどう把握するのかということ、行政でも考えていかなければならない。
- ・ 管理者（施設長）に対する意識啓発を
虐待が起きた施設では、利用者と直接接する現場職員の支援の質が問われるだけでなく、管理者の監督責任も問われることになる。管理者は、支援現場において虐待防止を徹底するよう、高い権利擁護の意識を持ち利用者や職員に対応することが求められている。全ての人間には人間らしく生きる権利があること、福祉は、人と接する業務であることを忘れてはならない。

【用語説明】

- ・ グループホーム（共同生活援助）
障害のある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと。
- ・ 理事会
社会福祉法人やNPO法人において設置される業務執行機関。予算や決算、事業計画及び事業報告、基本財産の処分、合併・解散、施設長の任免等の重要な人事や役員報酬に関する事項等は理事会の審議・決定を経なければならないとされる。

- ・評議員会

社会福祉法人において設置される諮問機関。法人が重要な事項を決定するにあたっては原則として、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが必要とされる。評議員会の審議事項として「社会福祉法人定款基準では」予算、決算、事業計画及び事業報告、基本財産の処分、定款の変更、合併・解散等重要な事項を掲げている。

- ・第三者委員

事業者による苦情解決のための仕組みの1つ。苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を目的として設置。第三者委員の選任は事業者側が行う。職務としては苦情の受付、申出人・事業者への助言、話し合いへの立ち会い、日常的な状況把握と意見傾聴等。

施設従事者等による虐待＜事例 2＞

○施設従事者により複数の利用者が性的虐待を受けた事例

【基本情報】

年齢	20歳代～30歳代 複数名
性別	女性
障害種別	知的障害
虐待の種類	性的虐待
施設種別	通所施設
関係者	運営適正化委員会、行政機関（市町村・県）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・男性職員により、頭を撫でられるといったスキンシップの限度を超えて、胸を触られる等の性的虐待が行われていた。この男性職員に対し注意をしにくい雰囲気があり、周囲の職員が虐待を把握しながらも放置・容認する結果となっていた。施設内の対応では改善に至らず、施設から相談を受けていた運営適正化委員会から通報があり事態が発覚した。

○結果

- ・施設への聞き取り調査を行い、虐待の事実が判明した。行政機関（市町村）から施設に対し必要な指導を行い、その後の施設の対応について確認して終了した。虐待を行った職員は施設を退職することとなった。

【対応内容】

通報・相談	運営適正化委員会から性的虐待の疑いとして通報あり。
対応（当日） 通報～3週間後 （事実確認）	行政機関（市町村）においてコアメンバーによる協議・会議を開催。虐待再発のおそれがないことを確認。 通報者である運営適正化委員会から段階的に入る情報を確認しながら、施設への事実確認の日程を調整した。しかし、通報元である運営適正化委員会からの詳細な情報提供に時間がかかった。
（1週間後）	行政機関（市町村）が聞き取り調査を実施し、虐待の事実があったことを確認する。
（3週間後）	聞き取り調査の結果から施設に対し今後このようなことがないように行政機関（市町村）が口頭により必要な指導を行った。その後の施設の対応状況も確認し、定期的な指導を継

	続した。
結果 (施設移動)	一部の利用者は本人と家族から「施設を変わりたい。」との希望があり、行政機関（市町村）が他の施設を紹介し、施設を移動した。また施設内における虐待の再発防止策を確認した。
(施設のその後)	一部の利用者は施設を移動したが、他の利用者は同じ施設内で継続して生活を送っており、再度虐待の被害を受けたという情報は入っていない。
(施設指導)	行政機関（市町村・県）は、これまで障害福祉サービス事業所に対して虐待に関する研修を実施してきたが、虐待が起きた時の施設での解決方法や行政機関（市町村・県）への通報など、対応のあり方について改めて研修等により指導を行っていくことが必要と思われた。

【他に考えられる対応】

- ・ 権利擁護に関する規定・マニュアル等の整備
- ・ 第三者委員の機能強化
- ・ 理事会及び評議員会の機能強化
- ・ 虐待防止マネージャー（責任者）、担当者、虐待防止委員会の設置・活用
- ・ 施設の苦情受付窓口の明確化
- ・ 利用者との定期的な面談の機会の設定

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・ 緊急性の判断
行政機関（市町村・県）は虐待の事実があったと判断した場合、早急にコアメンバーによる協議・会議を開催し、本人の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれはないかという観点から、緊急性の判断を行わなければならない。特に身体的・性的虐待は緊急度が高いことから、その判断には行政機関の管理職も含めた上で適切な判断が必要となる。その際には事例の重大性、継続性、進行性を総合的に考慮しなくてはならない。
- ・ 法に基づく迅速な通報
障害者虐待防止法では、発見者に通報義務を課している。特に障害者福祉施設における虐待は閉ざされた環境で発生しやすく、同じ職場で働く従事者等からの通報は虐待の早期発見の為に必要不可欠なものである。また、虐待通報については、障害者虐待防止法により通報者が保護されていることを周知し、早期発見・早期対応を図るため躊躇せずに通報するよう、理解と協力を求めていく必要がある。

【用語説明】

- 運営適正化委員会
社会福祉法第83条に基づき、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、第三者機関として社会福祉協議会に設置されている。
- 理事会
社会福祉法人やNPO法人において設置される業務執行機関。予算や決算、事業計画及び事業報告、基本財産の処分、合併・解散、施設長の任免等の重要な人事や役員報酬に関する事項等は理事会の審議・決定を経なければならないとされる。
- 評議員会
社会福祉法人において設置される諮問機関。法人が重要な事項を決定するにあたっては原則として、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが必要とされる。評議員会の審議事項として「社会福祉法人定款基準では」予算、決算、事業計画及び事業報告、基本財産の処分、定款の変更、合併・解散等重要な事項を掲げている。
- 第三者委員
事業者による苦情解決のための仕組みの1つ。苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を目的として設置。第三者委員の選任は事業者側が行う。職務としては苦情の受付、申出人・事業者への助言、話し合いへの立ち会い、日常的な状況把握と意見傾聴等。
- 虐待防止マネージャー（責任者）
障害者関連施設の部署ごとに設置される。実効性の観点からサービス管理責任者など現場の責任者が就任することを想定。虐待防止のリーダーになる職員として、ヒヤリ・ハット事例の報告、分析や職員に対するチェックリストの集計、倫理要綱の浸透等虐待防止のための取り組みを行う。
- コアメンバーによる協議・会議
市町村や都道府県が事実確認を行う前後に随時開かれる会議。虐待の有無の確認や緊急性の判断を行うために開催される。直面する虐待に係る緊急の対応方針を速やかに決定することを目的とし、担当部局の管理職や職員等が出席して行われる。担当部局の管理職の出席は必須。

同性介護について

障害のある人が一人の人間として尊厳ある生活を送るために、同性による介護は原則としなければなりません。この原則が守られないと、障害のある人への虐待につながる恐れがあります。特に性的虐待は、被害を受けた人の精神面に大きな傷を与えることから、その後の対応に十分な配慮が必要となります。そこで、同性介護について、以下の2点を指摘させていただきます。

- ・ 同性介護の実効性確保

利用者への支援、特に入浴や排せつは同性によって行われるべきです。一人の人間としての尊厳ある生活を提供するためにも、同性による介護が必要となります。その同性介護を実効性あるものにするためには、職員の配置体制や人材確保が重要な問題となります。

- ・ 異性介護の事前合意

同性介護が原則ですが、常に同性の職員がその現場に居られるとも限りません。重要なのは、異性による介護の場合でもどういったことを、どのようなことまで、どのような手順でやるかということ、しっかりと御本人・御家族に説明をして了解を得ることではないでしょうか。個別支援計画に記載し、具体的な説明をすることが大切ではないかと考えます。御本人や御家族の了解も形式的なものではなく、しっかりと理解していただくといった努力を怠ってはなりません。

これらの2点については、それぞれの施設で改めて確認いただき、「忙しいから」「人手が足りないから」等といった理由で怠ることがあってはなりません。障害のある人も一人の男性・女性として尊重されるべきであり、同性による介護はその基本となるからです。

施設従事者等による虐待＜事例3＞

○施設職員が利用者の顔を平手打ちする、威圧的な言動をするといった虐待行為が行われた事例

※障害者虐待防止法施行前の事例

【基本情報】

年齢	30歳代3名、40歳代3名
性別	男性 6名
障害種別	知的障害（A-1 4名）、（A-2 2名）
虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待
施設種別	入所施設
関係者	行政機関（市町村・県）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・他の人の食事を食べてしまった利用者が施設の支援員から押さえつけられて顔を平手打ちされる、掃除用具で叩かれるといった暴力行為が行われた。また、作業中に指導する際「トロトロすんなこのヤロー」といった威圧的な発言をされたり、指導する際に正座させられて少しでも動くときつい口調で咎められるという行為があった。この他にも、利用者が廊下に立たされる、部屋に閉じ込められる、殴られる・蹴られるといった虐待が日常的に行われていた。
- ・施設職員から施設の管理者に通報があったことから発覚。
- ・施設側は、職員全員に対し独自に聞き取り調査を実施。調査結果に基づき行政機関（市町村・県）に対して報告を行った。

○結果

- ・施設からの報告に基づき行政機関（市町村・県）が立入調査に入り身体的虐待、心理的虐待について認定し、行政機関（県）から改善勧告を行う。
- ・虐待を行ったとされる当該職員（6名）に対して施設は理事会に諮った上で懲戒処分を行い、退職や減給処分となった。

【対応内容】

通報・相談	職員から施設の管理者に対して内部通報（身体的虐待、心理的虐待の疑い）あり。これを受け施設側が支援員全員から聞き取り調査を実施。その後、行政機関（市町村・県）へ報告。
対応（処分）	施設において独自に聞き取り調査を行っており、当該職員は

<p>通報～1か月半後 (施設の対応)</p> <p>(1か月後)</p>	<p>退職、減給といった懲戒処分になっていた。</p> <p>職員全員からの聴き取り調査を実施し事実確認する。その後、聞き取り調査の結果に基づき、行政機関（市町村・県）へ報告を行う。</p> <p>保護者会役員会で事案概要報告。</p> <p>行政機関（市町村・県）が施設職員及び一部利用者から聞き取り調査を実施。</p> <p>調査結果に基づき運営改善勧告を行う。</p>
<p>結果（改善勧告）</p>	<p>職員に対して虐待防止の徹底を図るほか、健全な組織、運営体制の確立・強化を図ること、内部及び外部の研修への参加の機会を確保すること、情報の共有化や職員間の連携を図り、職員のメンタルヘルスについて配慮することといった改善勧告を行政機関（県）が施設に対して行った。</p> <p>当該職員に対しては理事会に諮った上で懲戒処分を行い、退職、減給処分となった。</p>

【他に考えられる対応】

- ・ 第三者委員の機能強化
- ・ 虐待防止マネージャー（責任者）、担当者、虐待防止委員会の設置・活用
- ・ 虐待防止及び業務の振り返りチェックシートの有効活用
- ・ 実習生やボランティア等の受け入れ体制の強化及びモニタリングの実施
- ・ 職員に対する虐待防止研修（虐待の種類や具体例等の知識の付与）

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・ 虐待が発生する原因
施設における虐待の背景としては様々なことが考えられる。例えば職員の技術不足や職員自身のメンタル的な問題、「これくらいなら」という意識といった職員の個人的な理由が考えられる。日々の業務の中で一日を振り返り、自省する、さらには同じ職場の同僚同士で支援について「ヒヤリ・ハット体験」を話し合っ振り返る時間を作ることで、虐待の発生を未然に防ぐことができるのではないかと。
- ・ 施設の開放性を
千葉県袖ヶ浦福祉センターで発生した虐待事件を受けて設置された、第三者検証委員会の最終報告（答申）において、施設の閉鎖性の問題について触れられているが、施設の開放性を高めることは施設従事者等による虐待を防ぐ上で非常に重要なポイントとなる。特に施設の入所者は、日常を施設にて過ごしているため、外部の目がより一層届きにくい状態になっている。第三者委員や外部監査も重要であるが、例えば、ボランティアや実習生の受入体制を強化し、そのボランティアや実習生に職員の評価をしてもらうということもできるのではないかと。

【用語説明】

- 第三者委員
事業者による苦情解決のための仕組みの1つ。苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を目的として設置。第三者委員の選任は事業者側が行う。職務としては苦情の受付、申出人・事業者への助言、話し合いへの立ち会い、日常的な状況把握と意見傾聴等。
- 虐待防止マネージャー（責任者）
障害者関連施設の部署ごとに設置される。実効性の観点からサービス管理責任者など現場の責任者が就任することを想定。虐待防止のリーダーになる職員として、ヒヤリ・ハット事例の報告、分析や職員に対するチェックリストの集計、倫理要綱の浸透等虐待防止のための取り組みを行う。
- 千葉県袖ヶ浦福祉センターで発生した虐待事件
千葉県が設置し、千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営する、千葉県袖ヶ浦福祉センターで、平成25年11月に施設利用者が職員に暴行を受け死亡した事件。これを受け県が立入検査を実施したところ、複数の職員から複数の利用者に対して、それぞれ虐待が行われていたことが判明した。県は第三者検証委員会を設置し、平成26年8月に最終報告（答申）が提出された。
- 第三者検証委員会
正式名称は千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会。千葉県社会福祉事業団における①虐待事件及びこれまでの虐待事案の発生の経緯、原因、責任の所在、②業務管理の実態、③今後の組織のあり方等について、調査・検証を行うとともに、千葉県袖ヶ浦福祉センターのあり方について、検証を行うため設置された。

施設従事者等による虐待＜事例 4＞

○利用者からの預かり金が施設職員により不正支出された事例

※障害者虐待防止法施行前の事例

【基本情報】

年齢	50歳代
性別	女性
障害種別	知的障害（B-2）
虐待の種類	経済的虐待
施設種別	入所施設
関係者	行政機関（市町村・県）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結

【事例の概要】

○経緯

- ・人事異動により担当者が交代し、利用者の小遣い口座の通帳を確認したところ、前担当者の不正支出が発覚。
- ・理事会に諮ることなく、また利用者の家族への説明もなく事後の処理が進められていた。

○結果

- ・理事会を招集し、規定に基づく処分を決定。前担当者は不正支出額を弁済し、自主退職。また、管理者に対しては減給処分が行われた。
- ・当該利用者の家族及び施設利用者の家族会に対して状況を説明。
- ・行政機関（県）の立入調査があり、勧告を受ける。

【対応内容】

通報・相談	人事異動により後任の担当者が利用者の通帳を確認したところ、残高が少ないことが発覚。 発覚から1か月半後、施設において事実確認や家族への説明を行い、行政機関（県）へ報告する。経済的虐待の疑い。
対応 （事実確認） 通報～ （施設の対応）	前担当者に確認。本人が認めたため、自宅待機及び始末書の提出指示。 発覚から2週間後、利用者に対して経緯説明の上謝罪及び施設職員に対する事情説明実施。 家族に説明し謝罪した後、家族説明会を開催。さらに理事会を開催し報告を行う。

(行政の対応)	施設からの通報を受け行政機関（県）による立入調査が行われ、その結果に基づき勧告が出された。
結果	当該職員から返済あり。職員は同日付自主退職。 その後、行政機関（県）の指導により家族説明会、理事会開催。管理者への処分を行う。
(口座管理)	何年にも渡る不正支出が確認され、金額は数百万円にもなった。これは利用者の通帳及び日々の金銭管理を担当者に任せきりにしており、複数の職員による確認、管理者の定期的なチェックがされていなかったことが原因。そこで、通帳と印鑑の管理を別にする、口座の入出金の際は複数の職員がチェックするという対応とした。
(改善勧告)	事故の際は行政機関（県）への報告及び理事会主導による対応策の検討を速やかに行うこと、法人内の研修を充実させることを主な内容とする改善勧告が出された。

【他に考えられる対応】

- ・ 職員間での情報の共有
- ・ 理事会及び評議員会の機能強化
- ・ 給付請求及び金銭管理等も含めたチェック体制の強化
- ・ 成年後見制度利用の検討

【事例に対する考察】（考察のポイント）

- ・ 虐待者のみではなく、管理者責任も
施設従事者等における虐待においては、虐待者のみならずその管理者も当然に責任を負う。虐待を未然に防ぐために支援者一人一人は当然のこと、経営する側、管理する側にも同じように虐待を防ぐための意識や施設全体の取組みといった管理責任が問われることになる。
- ・ 預かり金の管理
他人のお金を預かる以上、十分なチェック体制を整えておかなければならない。複数人でチェックするのは当然のこと、管理者による定期的な確認や利用者の養護者や後見人等の利用者サイドへの説明も行われていなければならない。
経済的虐待は、障害者虐待防止法における「経済的虐待」の域を超え、刑法上の横領罪に当たり得る場合もあり、施設等が利用者に対し民事上の損害賠償責任を負うことにもなる。施設従事者等は金銭管理の根拠やその重要性について認識した上で、利用者側への説明責任を果たす必要があり、不正防止・早期発見の観点から、預かり金規定などの整備、複数によるチェック体制等により、適切な管理を図るべきである。

【用語説明】

- ・理事会

社会福祉法人やNPO法人において設置される業務執行機関。予算や決算、事業計画及び事業報告、基本財産の処分、合併・解散、施設長の任免等の重要な人事や役員報酬に関する事項等は理事会の審議・決定を経なければならないとされる。

- ・評議員会

社会福祉法人において設置される諮問機関。法人が重要な事項を決定するにあたっては原則として、あらかじめ評議員会の意見を聞くことが必要とされる。評議員会の審議事項として「社会福祉法人定款基準では」予算、決算、事業計画及び事業報告、基本財産の処分、定款の変更、合併・解散等重要な事項を掲げている。

- ・成年後見制度

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

支援のチーム力を高めよう～日々の支援を振り返る～

社会福祉法人千手会 木の宮学園管理者 稲阪稔

障害のある人が安心して、そして安全に福祉サービスを利用していくためには、障害のある人への人権尊重や権利擁護意識を常に念頭に置きながら、法人として…、施設・事業所として…、支援員として…、組織が一丸となって質の向上を図っていくことが大切で、その一つとして利用者への虐待防止は欠かすことのできない取り組みです。

法人の理事会や評議員会をはじめ、施設長、管理者は虐待を未然に防ぐという強い意志と具体的な対策を明確にし、力強いリーダーシップを発揮することが求められています。特に「自分の施設・事業所では虐待なんて起こりえない」という発想ではなく、「どこの施設・事業所でも起こりえる可能性があるんだ」という視点に立つことが重要です。

組織的に権利擁護システムを有効に機能させるには、虐待防止に向けた取り組みをいかに具体的に示し、実践するかで取り組みの効果はかなり違ってくるでしょう。法人の理念の周知、権利擁護に関する研修、苦情解決システムの機能強化、行動規範等の作成、支援者への教育、金銭管理や報酬請求事務等の取扱い、関係機関や地域との権利擁護に関する連携体制づくり等は勿論のこと、生活空間の開放性、地域社会との交流の充実を図る必要もあるのではと思います。また、支援者のストレスを軽減できるような環境的な配慮や労務管理上の人的配置や勤務体制づくりも重要となってきます。

しかし、組織の中で具体的な虐待防止の機能が幾つ整っていても、不適切な対応や虐待に関する情報がきちんと報告されなければ、その機能は無意味なものといっても過言ではありません。不適切な対応や虐待の場面から目を逸らし、黙っていても組織としての自浄作用は働きません。支援者間で積極的な情報の共有や有効なケースカンファレンスを行い、きちんとした報告がなされた上で、不適切な対応は日々の支援の中ではやむを得ない場合があるとしても、放置すると虐待につながる可能性があるんだと考えることが重要なのではないのでしょうか。つまり、不適切な対応は虐待ではないから、報告しなくてもいいと考えるのではなく、不適切な対応＝虐待である可能性が高いと考えたほうがいいのではと思います。

声をあげられない利用者や支援者がいる環境では、権利侵害をしている側が気づきにくいいため、「自分がしている」「目の前で起きている」権利侵害に気づかず、放置されてしまい、やがて日常化し、違和感さえ薄れ、痛ましい虐待へと繋がっていくこともあるのではないのでしょうか。この気づきを大切にし、そして気づいた時にどのような対応をしていくか、全ての支援者が利用者一人ひとりの個別支援計画の重要性を認識しながら、日々の業務を振り返り、考えることが重要なのではないのでしょうか。

虐待事件の検証と防止に向けた取り組み・袖ヶ浦の経験

元千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会座長

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会座長

千葉県障害者総合支援協議会権利擁護専門部会長

國學院大學法科大学院教授

千葉県弁護士会所属弁護士 佐藤彰一

1 事件の経緯

2013年11月26日深夜、千葉県内の総合病院で19歳のA君が死亡しました。敗血症による多臓器不全と死亡診断書にあります。救急車から搬送されたA君の状態を見て、担当医は、体内のどこかに敗血症の原因となる穴があいている可能性が高いと判断したものの、すでに手遅れ状態であったので、その確認より心肺機能の回復を優先して治療にあたったのですが、結局、A君の容態が回復することはありませんでした。

担当医は救急搬送患者が死亡した場合のガイドラインに従ってA君の死亡を所轄の警察に報告しました。警察で司法解剖を行った結果、大腸に外因性の穴が開いており、そこから菌が体内に入り敗血症に至ったことがわかりました。A君の体には外傷がなく、体内に外因性の穴が開くということは、何らかの異常な事態がA君の生活において生じていたこととなります。警察はA君の生活の場所に強制捜査に踏み切りました。そこは、袖ヶ浦福祉センター養育園。千葉県社会福祉事業団が県から管理委託を受けて運営する県立の児童入所施設です。

施設から強制捜査の連絡を受けた千葉県は、捜査への協力を指示するとともに、自らも立ち入り調査を断続的に行い、全職員を対象とする聞き取りを順次実施した結果、A君が生活していた養育園2寮をはじめ更生園ほかの施設における虐待事案の存在を確認しました。県では、対象施設が県立施設であることから県だけの調査によらず第三者による検証が必要だと判断して6名の外部委員から構成される第三者検証委員会（以下検証委員会）を設置し、同委員会は2014年1月17日の初会合から計12回の委員会、現地調査や聞き取りなどを行い、8月7日に知事に最終報告を提出しました。同報告書は、千葉県庁の健康福祉部のHPに付属書類とともに掲載されています。

2 今回の事件の特徴

4つにまとめてみましょう。

1つ目は、最終報告の中にもその数字が出ていますが、虐待事件としての規模の大きさです。養育園以外の虐待は支援時の突発的な不適切対応ですが、確認された全状況としては、虐待をした人が15名、虐待をされた人が23名という数字になっています。一つの施設の数字としては極めて大きい虐待案件であると言っていいでしょう。

2つ目。虐待の中でもA君の住んでいた養育園2寮の虐待は、声を上げられない利用者を狙い撃ちにする形で、いわば隠れて5名の職員が虐待行為を行っていたものです。つまり、2寮における虐待行為は、支援時に起きる突発的なものではなく、意図的で陰湿なものなのです。

3つ目。虐待防止法上は、施設には通報義務があり、さらに防止のために支援の内容を園内で記録をする義務があります。袖ヶ浦福祉センターでも、虐待防止委員会や第三者委員、あるいは記録の整備等、虐待防止法上のいろんなシステムは全て揃っていました。しかし、そうした記録類やシステムに虐待行為の存在とその対応が登場することはなく、通報も過去においてまったくありませんでした。つまり現行法である虐待防止法のシステムが、この施設では、すべて揃っているにもかかわらず機能していなかったのです。

4つ目。この施設は千葉県内の他の地域社会で、支援の難しい方、強度行動障害だと判断された方を引き受ける専門施設としての位置づけがなされていました。そうした施設で虐待行為が継続的に行われていたのです。これは、千葉県の障害者福祉の基本的スキームに関わる問題を提起しています。

3 監査などは機能しなかった

どこの施設にも第三者苦情処理委員（名称は多少違うかもしれませんが）が法定の内部組織として設置されており、虐待防止委員会も設置されているところが多いでしょう。袖ヶ浦福祉センターにもありました。しかし、こうした委員会は、申出や届出・報告があって初めて動くものです。つまり受身の組織です。したがって関係者からの報告や申出がなければ積極的に動くことはありません。これは袖ヶ浦福祉センターだけでなく全国的にそうだと思います。支援の現場で虐待の認知がない、知っていても通報しない、報告・記載もしない、管理職も現場をみない、そのような袖ヶ浦福祉センターのような運営状況では、おおよそこうした委員会は機能しないのは当たり前です。遠山の金さんのような動きを虐待防止委員会や第三者苦情処理委員が行えば別ですが、そういう建付けになっていないのが普通です。

外部監査も機能しませんでした。それは型どおりの手順にしたがって型どおりに行われるからです。型どおりというのは別に手を抜いているわけではなく、当時のマニュアルどおりの監査が行われているわけですが、マニュアルどおりの監査というのは、（袖ヶ浦福祉）センターが出してきた書類に基づいて、その書類に書かれていたことが間違いのないかどうかということを実地に行って確認する（場合によれば現地にいかずに話だけ聞く）ということをやっただけなのです。

たとえば、今回の事件の1年ほど前に外部組織による第三者評価を事業団は実施しています。ここでは評価項目のほぼすべてにわたって最高点に近い評価を得ています。また半年ほど前には、指定管理の選定を行った外部有識者による3年経過後の事業評価が行われていますが、こちらは評価としては低いものの合格点となっています。前者は現場に行っていますが、事業団がお金を出して委託した外部組織による評価であ

り、事業団の説明のみに依拠しているのは明らかです。後者は、県の評価会議ですが、現場に行くという手順はとらない運営であり、事業団が県に提出した資料に基づいて県庁内で事業団の説明を聞いて審査するというものです。これも制度や運用手順がそのように設計されているものです。何が欠けているかということ、現場を知る手段がない、事業団提供以外の情報がない、つまり事業団の説明を信用するかしないかという話でしかなく、書類がうまく作られていれば、それ以上にチェックする手段を持たない建付けになっているわけです。

もっと残念なのは、設置主体である県のチェックでした。事業団の虐待体質を見抜くチャンスを少なくとも3度失っている、と私は表現しています。

その最初は、平成14年に虐待を指摘する匿名の内部告発があり、それに基づく県の調査が行われた時です。この時に、県の通知にしたがって、何人かの職員が処分されているのですが（その中に後に常務理事になった方がおられます）、こうした調査が行われたことも、処分があったことも非公表であったことです。一度処分を受けたら再起の可能性を無くしてしまう扱いはどうかと思いますが、非公表だと袖ヶ浦福祉センターの現実を世間が全くわからないばかりか、県庁内でも職員の異動とともに事後的継続的なチェックが働かなくなります。

それから平成23年に虐待が疑われる案件がありました。背中を火傷したという事件でしたが、保護者の方のクレームがあり、県の職員が施設に入って調査をしています。その調査が、最初から虐待を念頭に置かないで火傷をする可能性を探るという方法で行われていて調査としては不十分なものです。しかもその調査結果が毎年1回行われる別のセクションの通常監査担当者のところに報告されていませんでした。

通常監査担当者は、袖ヶ浦福祉センターに質問用紙を送って、事業団からの回答を受けて、その回答に間違いがないかどうかを現地に行き確認する方法をとっています。火傷の事件について情報が伝わっていないので、それについて虐待の有無を調査することはしないわけです。というわけで、監査はパスします。

また、平成24年度末、これは虐待行為が発覚するその年の春でございますけれども、県庁のメールシステムの中に、（袖ヶ浦福祉）センターの中で虐待行為が行われているという内部告発メールが届いていました。この時は、メールを書いた人と中身が、匿名でかつ具体性がなかったものですから、結局（事実上）放置されました。しかし、このメールの中身は事実であったわけです。施設内の告発メールは匿名の形を取ることが多いと思いますし、その取り扱いが難しいことは否めませんが、もう少しなにか工夫ができないか。このメールについても事業団にメールが届いたとの連絡をしたのみで、監査担当セクションには報告されていません。

このように施設の中の声とか、あるいは社会からの注意喚起というものを求めるチャンスというのが、少なくとも3回くらいあったのに、それを活かすことが今回の事件ではできなかった。これはおそらく千葉県だけの問題ではないように思います。

4 虐待の原因

A君が死亡した直接的な原因は養育園2寮の職員による継続的虐待行為が原因です。では、なぜ2寮で、そのようなことが起きたのでしょうか。なぜ蹴ったのか、なぜ殴ったのか。報道によると、当該職員は「支援に行き詰まって」とか「支援の方法がわからなかった」とか警察に語ったようですが、ほかの職員（念のために書いておきますが、事業団には真摯に働いていて虐待をしていない職員の方が圧倒的に多いのです）の目をかすめて殴ったり蹴ったりしていたのですから、これが支援ではないことは当該職員には分かっているわけです。職員の主観的な弁明（支援が難しい）とは別の理由（殴ったり蹴ったりしたくなる、そして、それをしていても良い雰囲気）があったというべきでしょう。袖ヶ浦福祉センターの虐待事件は、強度行動障害の支援の難しさと関連付けて議論されていますし、またその問題も重要だとは思いますが、この2寮の虐待行為に限って言えば、そのような問題ではないのです。

これには、3つくらいの背景事情があるかと思います。まとめていうと、センターが閉鎖的な社会であったということ、しかも単に閉鎖的なだけでなく、他の福祉施設や社会から孤立をしていること、そういう孤立した閉鎖社会の中で、施設の職員さんが視野狭窄のようなものに至っていたのではないかと、ということです。

閉鎖社会であるというのはどういうことでしょうか。袖ヶ浦福祉センターは外部からの来訪者が少ない施設です。保護者の方もあまり訪れることがありません。日中活動は施設内で行われています。特別支援学校は施設の隣にあります。事務的なことは支援現場から離れた事務棟ですべて対応し、センター長は事務棟で仕事をしていました。県の職員や監査担当者が訪れるときも、事務棟に寄ったあとに支援現場の視察をすることはありますが、個々の利用者の生活状況をみることはありません。診療室は支援現場とは独立して施設内に存在しており、医師はもちろん看護師もそこに常駐して、支援現場にはいませんでした。養育園、更生園はそれぞれ独自の運営を行っており職員の交流も少なく、養育園においては施設長も事務室にいて支援現場をみるものがほとんどありませんでした。施設自体が社会から閉ざされており、支援現場もそれぞれが閉ざされていたのです。特に養育園2寮は、建物内にある寮の入り口で施錠され、窓は目隠しで覆われ、外からは中を見ることはできなかったそうです。2寮と隣接する寮との間は同じ建物内ですが、鉄格子を電動で上下させることで廊下を遮断していました。そうした閉鎖的な生活空間。これが袖ヶ浦福祉センターだったのです。

外から人が訪れることも少なく内部的にも隔離されている、こうした閉鎖性ゆえに外部は虐待に気づくことができにくい構造が出来上がっていたのです。

孤立しているとはどういうことでしょうか。この施設は、地域社会で「支援が困難な方だ」と評価された方を専門的に支援する県内唯一の施設である、そう位置づけられてきました。ここで手厚い支援を受け状態が改善されたら、他の施設や地域に移っていく、そうしたイメージです。ところが、いったんここに来ると、他の施設や地域になかなか移れないのです。たとえば、今回事件の起きた養育園は児童施設であり19歳以上の人はいないはずですが、死亡したA君も含めて何人かの19歳以上の人

がいました。また強度行動障害支援事業という事業を県内で唯一実施していますが、ここで支援を受けて状態が改善して他の施設や地域に戻れる状態になった人がかなりいるにもかかわらず、もといた施設はおろか他の施設や地域においてもまったく受け入れることがないのです。やや極端な言い方になりますが、他の施設や地域からみれば袖ヶ浦のセンターは姥捨て山のような扱いを受けていたのです。

これは袖ヶ浦福祉センターだけの問題ではありません。他の施設や地域で困った人がいれば、袖ヶ浦福祉センターに預け、それで他の施設や地域は安心してその人のことは忘れてしまうのです。戻ってくるとなると「困る」といいます。このような形で、袖ヶ浦福祉センターの施設でうまく支援ができたとしても他の施設や地域と連携がとれず、袖ヶ浦福祉センターが孤立した組織になっていたのです。

孤立した、閉鎖的な空間の中で、利用者と支援職員が、社会から切り離された生活を強いられるとどうなるのでしょうか。特に養育園では管理職たる施設長すら現場にほとんどこない状態で、利用者のトータルな人間性を把握する目が一部職員の中から徐々に失われていったのではないかと推測しています。施設の記録を見ると、利用者の問題行動だけが日誌に記載されています。利用者の趣味や特性は記載されていません。そして、問題行動が起きたときに支援者がどのように対応したのかもほとんど記載されていません。利用者は人間ではなく問題行動を起こす面倒な厄介者でしかない、そうした視野狭窄を起こしていたのではないのでしょうか。

5 改善の方向

最終報告の中にはさまざまな改善策が書かれています。定員の削減、閉鎖空間の打破、監査や第三者委員などの充実、職員研修、アドバイザーなどさまざまです。そのすべてが必要ですが、ここでは、つぎの3点を特記しておきましょう。1) 支援者への支援。職員、家族への支援を行うこと。2) 利用者の個人の立場に立てる人の存在。支援者や家族も利用者の立場を汲もうとされているとは思いますが、やはり思い込みや誤解、そして視野狭窄の危険もあります。だれからも影響をうけずに利用者の代弁が出来る人、その存在が閉鎖的になりがちな施設ではとりわけ重要なのです。パーソナルサポーターという試みは、それを目指しているものです。3) 終着駅をやめましょう。袖ヶ浦福祉センターに送ったら送りっぱなし。袖ヶ浦福祉センターとほかは没交渉。それでは職員も利用者もたまらないです。袖ヶ浦福祉センター以外にも行動障害のある方を支援できる居住系施設を作ることが急務です。こうしたことは一挙にはできません。ある程度の時間がかかります。最終報告では、平成29年度末の第五次千葉県障害者計画の終了時をめぐりに集中見直し期間を定めるよう提言していますが、その間に千葉県には民間事業者等と連携してぜひこうした施策を実施してもらいたいものです。

6 全国的な問題

今どこの施設も定員がいっぱいです。ある施設で何か事件が起きた時に、その施設

の人たちを他所に移すことを考えたいのですが、他の施設の定員がいっぱいだと移せません。定員の考え方を全国的にもう一回考え直す必要があるのではないのでしょうか。

強度行動障害はなにか、あまり明確な定義がないようです。個人の抱えている障害の問題もあるかもしれませんが、支援の側の力量の問題もあります。袖ヶ浦福祉センターの事件は全国的にこの問題を考えるチャンスを与えてくれるものです。

逮捕された職員は、警察に支援に行き詰まったと述べています。主観的にはそうでしょう。しかし、管理者側はどうみていたのか。報道によれば、人員配置に失敗したと述べていたようです。しかし、なにに失敗したのでしょうか。平成24年7月（事件が発覚する1年半ほどまえです）に養育園の施設長と理事長が千葉県庁を訪れて千葉県に要望書を手渡しています。2寮の扱いに困っていたのではなくて、じつは4寮や3寮の軽度の人たちの扱いに困っていたのではないかと推測しています。重度の人は鍵をかけておけば管理できる。しかし軽度の方は施錠してもこじ開けて無断外出する。だから軽度の人の方が支援が大変だと認識していたのではないかと推測しています。

今回の事件は、千葉県特有つまり袖ヶ浦福祉センター特有の問題もありますが、全国的に居住系の施設が抱えている課題が潜んでいます。その意味では同様の虐待事件が他の施設（とりわけ閉鎖性の強い施設）で起きる可能性は否定できません。そうした場所では、現在の虐待防止法のスキームは施設虐待の防止には十分ではなく、全国的な対応が必要です。

ここまで拙文を読んでもくださってありがとうございました。最後に、申し訳ないことを書きます。人の訪れることの少ない人里から離れたところに支援の困難な人を隔離して、職員に対応を任せきりにする。自分たちは地域で生活して、施設の人たちのことを忘れ去って生活している。それが我々です。施設で職員が利用者を殴ったり蹴ったりすることはけしからん話です。弁明のしようがありません。しかし、私たちにはまったく責任がないのでしょうか。閉鎖社会を作り出しているのは、私達ではないのでしょうか。いまこの文章を書いている私も、読んでいるあなたも、その意味では虐待事件に関わっている、私はそう考えています。

使用者による虐待＜事例 1＞

○仕事上のミスで事業主に叩かれてしまった事例

【基本情報】

年齢	30歳代
性別	女性
障害種別	知的障害（B-2）
虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待
関係者	行政機関（県）、就労支援機関、養護者
虐待行為の頻度	一時的なもの
事例の終結	終結
事業所の類型	一般企業
事業所の規模	10人未満
就職の経緯	就労支援機関を經由し、障害者枠
雇用形態	アルバイト

【事例の概要】

○経緯

- ・忙しい時期になると本人の集中が途切れ騒ぐことが増え、同じことを言っても伝わらなくなるため、使用者に叩かれることがある。虐待が発生するのは忙しい時期に限られている。
- ・使用者は本人に対して愛情を持って接している状況は見て取れるが、本人の集中力が落ちたり、障害の特性（自閉症）で、こだわりに起因する仕事への阻害要因のコントロールに限界があり、言っても聞かない時には叩くことがあった。

○結果

- ・行政機関（県）の訪問で、使用者は大きなショックを受け、その後虐待の事実はない。支援機関は雇用当初から関わっているが、自閉傾向が強く、本人とコミュニケーションをとるのが非常に困難で苦慮しているとのこと。使用者は反省し、親にも逐次報告するようになったので、支援機関と連携を図りながら見守っていくことが適切であると判断した。

【対応内容】

通報・相談	支援機関の担当者からの通報（身体的及び心理的虐待の恐れ）。
対応（当日） 通報～10日後	行政機関（県）、就労支援機関、養護者、使用者によるネットワークが組み立てられており、既に就労支援機関が介入している事例であることから緊急性は低いと判断。 また、就労支援機関から行政機関（県）への報告では、本

(10日後)	<p>人に傷やアザはないということである。</p> <p>行政機関（県）で使用者を訪問し、事実確認を行い、当該行為は虐待になり得ることを指導した。</p>
結果	<p>就労支援機関が以前から支援を行っており、使用者との連絡も密であり、信頼関係がある。事業所訪問の後に支援機関に確認したところ、行政機関（県）の訪問で使用者は大きなショックを受けているようで、その後、虐待の事実はない。</p>
(現状)	<p>本人は会社や使用者は嫌いではないが、叩かれたり怒鳴られたりすることが苦痛と訴えている。指導後は暴力をふるっておらず、問題行動が出た場合には家に帰しているとのことであった。</p>
(方針)	<p>以上のことから、現時点においては、支援機関と連携を図りながら見守っていくことが適切であると判断した。</p>

【用語説明】

- ・自閉症

先天的な脳機能の障害で、「1. 対人関係の障害」「2. コミュニケーションの障害」「3. パターン化した興味や活動」の3つの特徴をもち、生後まもなくから発現する。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラムという呼び方もされている。また、自閉症スペクトラムのうち、知的発達の遅れを伴わないものは、高機能自閉症と呼ばれる。

使用者による虐待＜事例２＞

○障害特性に対する配慮が得られず心理的虐待に繋がった事例

【基本情報】

年齢	30歳代
性別	男性
障害種別	精神障害（精神保健福祉手帳2級）
虐待の種類	心理的虐待、経済的虐待
関係者	行政機関（県）、母親
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結
事業所の類型	一般企業
事業所の規模	10人～99人
就職の経緯	ハローワークで障害者求人に応募
雇用形態	アルバイト

【事例の概要】

○経緯

- ・本人はハローワークで障害者求人に応募し採用となった。応募時に労働条件について話し合っていたが、体調を崩して休みを取ると、週20時間以上の勤務でないと助成金が受けられないとのことで、一方的に勤務時間の変更をされ出勤を強要された。使用者の障害に対する配慮や雇用契約についての認識不足等があり本人は退職を申し出た。
- ・使用者は、未払い賃金は本人が今後の話し合いに応じたら支払うと話した。

○結果

- ・経済的虐待については、行政機関（県）が事業所を訪問し、未払い賃金について確認したところ、その日に支給が行われた。
- ・心理的虐待については、行政機関（県）が事業所を訪問し、使用者に対し、障害のある人の特性に合わせた仕事内容について助言・指導を行った。また、障害者虐待防止法の趣旨説明を行ったところ、「障害のある人を雇うための知識が不足していた、今後改善を図っていきたい、助言をいただきたい。」とのことだった。

【対応内容】

通報・相談	本人、母親から通報。使用者による心理的虐待及び経済的虐待のおそれ。
対応 通報～1か月後 (1か月後)	本人は、既に退職し自宅にいることを確認しているが、賃金の未払いがあるため早急の対応が必要と判断。 行政機関（県）が事業所を訪問し、賃金の支払い状況を確認

	認のうえ助言・指導を実施。
結果（賃金未払い）	賃金未払いについては、即座に支給が完了していることを確認した。
	障害のある人の特性に合わせた仕事内容について助言・指導を行うとともに、障害者虐待防止法の趣旨説明を行った。
	本人は違う事業所へ移り働いている。新しい事業所では障害への理解もあり、問題なく働いている。
（使用者理解）	使用者は障害のある人が働くこと、また、使用者として障害のある人を雇用するということを理解していなかった。そのため、本人に対してだけでなく、行政機関（県）職員にも障害のある人への差別的発言を行ったため、行政機関（県）職員による口頭指導を行った。その結果、使用者は今後改善を図っていくので助言をいただきたいとのことだった。

【用語説明】

・ハローワーク

国（厚生労働省）が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障害者雇用についても、その促進を図るため、障害のある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

使用者による虐待＜事例3＞

○仕事上のミスに対する不適切な指導があった事例

【基本情報】

年齢	30歳代
性別	男性
障害種別	知的障害（B-1）
虐待の種類	心理的虐待
関係者	障害者就業・生活支援センター、行政機関（市町村）
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結
事業所の類型	一般企業
事業所の規模	10人未満
就職の経緯	障害者就業・生活支援センターによるあっせん
雇用状態・雇用形態	正社員

【事例の概要】

○経緯

- ・使用者はここ最近事業を始め、障害者雇用にも積極的であり、製造業を営む。本人も障害者就業・生活支援センターのあっせんにより、勤務を始めて1年が経過する。時期により仕事に本人の集中力が途切れることがあり、そのため仕事上のミスや手が止まることがある。その度に使用者から「なにやってんだ」と強い口調で罵倒された。使用者としては本人のためを思ってやっている部分もあったようであるが、本人は精神的苦痛を感じ、就職の際に関わった障害者就業・生活支援センターに相談が入り、センターの職員から行政機関（市町村）に通報が入る。

○結果

- ・行政機関（市町村）職員が事業所を訪問。障害者虐待防止法について説明及び指導を行う。使用者としても指導が行きすぎてしまった結果として自省しており、再発防止に努めることを約した。その後の経過については障害者就業・生活支援センターの職員が再び本人に関わり、経過を見守っていくことで終結とした。

【対応内容】

通報・相談	本人から相談を受けた障害者就業・生活支援センターの職員から本人が仕事上のミスに対して罵倒されているようだと の通報。
対応（当日） 通報～3日後	通報当日、本人に連絡を取り行政機関（市町村）職員が自宅を訪問。本人から通報内容について聞き取りを行う。障害者就業・生活支援センターの職員が既に事業所と関わりを持

<p>(方針決定)</p> <p>(事実確認)</p>	<p>っており、本人が相談できる体制が整っていたこと、最近はそのようなことも起こっていないため緊急性はないものと判断。</p> <p>同日コアメンバーによる会議により対応について検討を実施。障害者就業・生活支援センターによる企業支援と経過観察を決定する。</p> <p>通報3日目には通報元である障害者就業・生活支援センターの職員と事業所を訪問。使用者から聞き取りを行い、当該行為を認めたため口頭により指導。</p>
<p>結果</p> <p>(成果)</p>	<p>使用者としても障害者雇用には積極的であったため自省し、今後は障害者就業・生活支援センター及び行政機関（市町村）による相談対応の体制を確立。見守りを行っていくこととし、障害者就業・生活支援センター職員が雇用に関する助言を随時行っていくこととした。</p> <p>通報が入ってから対応については迅速に行うことができた。使用者側としても本人のためを思っていた指導が裏返しとなってしまった結果のため、行政機関（市町村）の口頭指導により十分な成果が得られた。</p>

【用語説明】

- ・障害者就業・生活支援センター
障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

使用者による虐待＜事例 4＞

○職場でのいじめを放置した事例

【基本情報】

年齢	20歳代
性別	女性
障害種別	精神障害（精神保健福祉手帳2級）
虐待の種類	ネグレクト
関係者	行政機関（市町村）、母親
虐待行為の頻度	日常的なもの
事例の終結	終結
事業所の類型	一般企業
事業所の規模	10人～99人
就職の経緯	障害者就業・生活支援センターによるあっせん
雇用状態・雇用形態	正社員

【事例の概要】

○経緯

- ・本人は障害者就業・生活支援センターのあっせんにより、事務職として採用される。面接時には障害について会社側に伝え、会社側も本人の了解を得て職場内に本人の障害のことについて周知した上で、障害者枠として雇用される。障害特性により定期的な休息が必要となるが、同僚の社員からは「仕事をしない」などと陰口を言われたり嫌がらせを受けている。そのことについて直属の上司に相談するも、上司は忙しさを理由に対応をしてくれない。本人は職場に居づらさを覚え退職。その後本人は母親に相談をし、母親から行政機関（市町村）に相談が入る。

○結果

- ・行政機関（市町村）の訪問指導により、事業所において障害者雇用に関する意識に変化が見られ、事業所内部での研修も実施された。本人は就労支援機関を利用し、新しい就職に向けて動き始めた。

【対応内容】

通報・相談	本人から相談を受けた母親から行政機関（市町村）へ相談があった。職場にて嫌がらせを受けたとの内容。
対応（当日） 通報～20日後 （4日後）	行政機関（市町村）が相談を受け、母親から本人の状況について聴取。本人は現在職場を退職しており、家にいるとのことで緊急性なしと判断。 本人宅を訪問し行政機関（市町村）職員が本人と面接。本人に了解を得た上で事業所を訪問することとした。なお、本

<p>(20日後)</p> <p>(本人支援)</p>	<p>人は再就職を希望したため、就労支援機関をあっせんした。</p> <p>行政機関（市町村）職員が事業所を訪問し、直属の上司への事実確認を実施。上司も「忙しかった」と事実を認める。同事業所では他にも障害のある人を雇っており、事業所側としても今後このようなことがないように労務管理や職員配置等に気をつけ、障害のある人に対する理解が得られるよう社内研修の実施を検討しているとのこと。</p> <p>本人に対しては就労支援機関を紹介し、再就職に向けて動き始めた。</p>
<p>結果</p> <p>(聞き取り)</p>	<p>その後、事業所においては初めて障害に関する研修が実施され、障害のある人を雇う使用者としての意識向上が進みつつある。また、本人は就労支援機関を利用し、再就職に向けて動いている。</p> <p>対応に関しては事業所を訪問するまでに時間を要した。これは事業所との調整に時間がかかったためである。当初は通報者からの聞き取りのみで対応をしていた。早期に使用者側からの聞き取りも実施すべきであった。</p>

【用語説明】

・ 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

より良い職場環境の構築に向けて ～ 支援者が出来ること ～

障害者就業・生活支援センター連絡協議会
千葉障害者就業支援キャリアセンターセンター長 藤尾健二

障害者虐待防止法において、障害者虐待にあたるかどうかの判断が難しいのが使用者による虐待ではないでしょうか。養護者による虐待や施設従事者による虐待と違い、「虐待をする」とされる人と、「虐待被害の対象」になる人との関係が、他の虐待の類型と比較すると浅く、また複雑になります。養護者の場合、対象者とは生活を共にし、多くの時間を密な関係の中で過ごしています。また施設従事者の場合は、対象者は自らの職務の対象であり、日中の多くの時間を共に過ごします。しかし、使用者に関しては事業所が同じであっても、通常業務にあたる場が別という状況や、作業指示や報告の場面においてのみやり取りが発生するという状況などもあり、明らかに関わり方が違ってきます。

また、業務を遂行する組織ということもあり組織内においての上下や、管理監督する側、される側という関係が存在します。虐待として捉えるのか、指導・指示として捉えるのかを明確に提示することが難しいことが特徴になります。障害そのものに対する理解においても、養護者、施設従事者と比べると理解が進んでいないケースがほとんどではないでしょうか。

さらに、障害者虐待防止法施行以前に「虐待事件」として挙げられてきた事例は「就労」「生活の場」という2つの側面を有しており、「使用者による虐待」「養護者による虐待」の2面性を有していました。特に重大な結果に至った経緯においては「生活の場」が大きく関係していたため、今回の様に「就労の場」に特化した虐待防止の考え方そのものが新しい取り組みといえます。障害者雇用の歴史においては、平成9年の法改正による「知的障害者の雇用義務化」に伴い、多くの知的障害者は経験が少なく幼いとされてきたため、「厳しくしつける必要がある」という風潮が企業に広がり、本人の為に厳しく指導することが往々にして行われてきました。また、現在ほど支援機関の充実や企業の雇用意欲が高くなかった事もあり、働く障害のある人やその家族は「今の仕事を辞めたらもう働けない」と考えて自分が我慢すればいいと考えてきた経緯があります。「雇ってもらっている」という目に見えない上下間関係が存在していたと言っても過言ではありません。そのため、早くから障害者雇用に取り組んできた意欲的な企業においてさえも、今回の虐待防止に関する取り組みに困惑するケースが多いように感じます。特に「我が子の様に面倒見てきた」という会社においては、その思いそのものが否定されたように感じるのではないのでしょうか。

しかし、我々は時代が変遷していることを認識しなければいけないし、そのことを伝えていかなければいけないと考えます。対象となる人を一人の大人として尊重することを意識しなければなりません。これまでよしとされてきた、いわゆる「愛の鞭」は、適切な支援とは言えないのです。

そのことを事業主に伝えることができるのは支援者だと思います。単に「知らない」ということで虐待は起こります。起こった事象への対応もさることながら、「知らない」をつぶしていくことが虐待を未然に防ぐことにつながるのではないのでしょうか。これまで支援者は会社には言えないことをたくさん抱えてきた経緯があります。それは障害のある人の就職先として、失いたくない関係を意識するあまり、本来あるべき姿を提示出来なかったためだと言えます。今後、支援者に求められるのは、会社の機嫌をとることではなく、専門家としてあるべき姿を伝え助言していくことであり、そのことが真の企業支援につながると考えなければなりません。企業が抱えるリスクを未然に摘み取る最善のサポートであり、より良い職場環境を構築することにつながると考えます。しかしながら、この価値観の共有がこれまでは難しく、適切な助言が出来なかった経緯があります。今回虐待防止法が施行されたことにより、前述した価値観の共有に期待が持てるようになったと思います。我々は「障害者虐待防止法」の施行により、障害のある人の働く環境を考え直す絶好の機会を得たと言っても過言ではなく、障害のある人の働く場の在り方を考える大きな一歩になるよう支援していくことが大切なのではないのでしょうか。

1人1人を大切に ～ つながる支援を目指して ～

千葉県弁護士会副会長 佐久間水月

本事例集は、各関係機関において対応した障害者虐待の実例をベースに、必要なアレンジを加えた上で、皆さんにご紹介する形を取りました。具体的事例を通じて、障害のあるご本人の苦悩、ご家族・支援スタッフなど関係者の苦悩や努力、信頼関係構築の難しさや対応の限界等が明らかになり、支援現場の現状や今後の課題も見えてきました。

「障害者虐待」の問題は、虐待対応のみならず、虐待防止・予防、そして、「支援のありかた」が問われるものです。全事例を通じた総合的な考察として、下記の4点を指摘したいと思います。

1 「人権尊重」という基本理念の確認

社会にはいろいろな人がいます。1人1人がみんな大切な存在であり、尊重されるべきです。障害があってもなくても同じ人間として平等・公平であり、「みんな違ってみんないい!」のです。このように誰にでも「大切にされる権利」があり、障害者虐待が許されないことは当然のことなのです。また、誰もが完璧な人間ではなく、社会の中でお互いにサポートし合って生きています。したがって、障害のある人の支援もサポートの1つであり、何ら特別なことではありません。

しかし、障害特性の理解不足や支援技術不足などから、残念ながら、障害者虐待はなくなりません。人間の弱さゆえ、障害者虐待はどこにでも起こり得るものなのです。

だからこそ、私たちは、「人権尊重」という基本理念を機会あるごとに確認し、常に意識していかなければなりません。そして、相互理解を深め、障害のある人への差別や偏見をなくし、共生社会を目指していくことが必要です。そのためには、今後も、このメッセージを社会に対し繰り返し発信していきましょう。本事例集には、このような私たちの熱い思いが込められています。

2 支援のありかた ～日々の生活を充実したものに

障害者虐待防止の理念として、人権尊重、権利擁護、ノーマライゼーション、自立・自律の支援、現有能力の活用（エンパワーメント）、自己決定の尊重（意思決定支援）などが掲げられています。しかし、どんなに素晴らしい理念であっても、それを現場で実践できなければ意味はありません。その人らしい人生は、毎日の積み重ねから生まれます。そうであれば、「支援」は、毎日のこと・小さなことを大切にし、日々の生活を充実したものにすることから始めるべきではないでしょうか？

ところで、「日常生活を大切にすること」ということは、私たちがご本人の視点に立

ち、社会資源の活用や開発に努めていくことを意味します。そのためには、まずは、ご本人の声に耳を傾け、ご本人の意思を尊重し、ご本人とともに考える姿勢が求められます。支援の具体的な過程において、例えば、ご本人から5W1Hで具体的な出来事を聞く場合、ご本人の気持ちを聞く場合、今は言いたくないことは聞かず時を待つ場合など様々な場合があり、ご本人との信頼関係が重要であることは言うまでもありません。また、ご家族やその他関係者との信頼関係も重要です。各事例からも、信頼関係を築くために関係者が懸命に努力を重ねていることが伝わってきます。ご本人やご家族その他関係者とどのようにして信頼関係を築いていくかは、私たちにとって永遠の課題であり、私たちの誠実さや粘り強さが試されているのかもしれない。

3 チーム対応の重要性

私たちは、知らず知らずのうちに、過信、独善的、抱え込み、過保護・過干渉などにより、ご本人の権利を侵害する危険性があること、また、人任せ、無関心、放置容認などが生じる場合もあることを、心に留めておかなければなりません。

個々の支援において「絶対にこれが正しい」という答えはありません。自分1人だけで抱え込まず、事業所等では、スタッフ同士で、業務の見直しや意見交換を通じて、より良い支援を考える機会を積極的に作っていきましょう。ヒントがほしいとき、ちょっと聞いてほしいとき、励ましがほしいときなど、仲間に助けられることもたくさんあるはずです。

あわせて、今後は、組織化や記録化などの重要性を認識し、チーム対応の態勢を整えていく必要があります。

4 連携による支援の重要性～総合的なネットワーク作りを目指して

前述したように、ご本人支援のためには、多くの関係者が連携し、社会資源をつなぎこれを最大限に活用していくことが必要です。また、「各職種の専門性を活かした客観的で総合的なアプローチ」という観点からは、支援者の支援のための「連携」も重要といえます。

「連携」にあたっては、他職種の価値と専門性を尊重すること、それぞれが対等な立場で、自らの専門分野について責任を持って取り組むことが求められ、他職種間における相互理解が必要となります。ここでは注意すべきことは、具体的な支援にあたり、ご本人の性格や能力、生活環境、課題の性質等に応じて、自ずとチームリーダーは決まり、時間の経過により各自の役割や関与の程度は変わり得るということです。したがって、自分だけがチームの中心になろうとしたり成果を独り占めすることは、慎まなければなりません。私たちに求められていることは、明確な役割分担の下、相互に補完し尊重し合い、関係者が協同して、ご本人のために必要な支援をすることなのです。このような取り組みが進む中、現在では、情報の共有化や個人情報の取扱いのルール作り等も急務となっています。

最後に、「連携」は、関係者のネットワークであり、人と人とのつながりです。人と人とのつながり、そして、信頼関係は、私たちが1つ1つの仕事を真剣に取り組むことにより生まれるものです。自分の仕事に責任と誇りを持ち、視野を広げ、また、研修会などの機会を利用して外部の方と積極的に交流を深めていくことが必要です。これからの私たちは、総合的なネットワーク作りを目指すべきではないでしょうか？

このように、私たちにはたくさんの課題が課せられています。ご本人と地域社会が持つ力を信じ、多くの関係者と協力し合って、1つ1つ誠実に粘り強く取り組んでいきましょう！

障害者虐待事例検討委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

No.	氏名	所属等	分野
1	稲阪 稔	社会福祉法人千手会 木の宮学園 管理者	施設管理者・ 従事者
2	川村 全	特定非営利活動法人 NECST クラブ ハウス ForUs	当事者・家族
3	佐久間 水月	弁護士（千葉県弁護士会副会長）	法律・学識
4	佐藤 彰一	国学院大学法科大学院教授 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理 委員会座長 弁護士（千葉県弁護士会所属） 千葉県障害者総合支援協議会権利擁護専門 部会長	法律・学識
5	藤尾 健二	障害者就業・生活支援センター連絡協議会 千葉障害者就業支援キャリアセンターセン ター長	就労
6	山田 温道	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会 副会長	当事者・家族

引用参考ホームページ、引用参考文献等（参考資料含む）

- ・ 「厚生労働省みんなのメンタルヘルス総合サイト」
<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>
- ・ 「WAM NET」（独立行政法人福祉医療機構）
<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- ・ 内閣府ホームページ（内閣府ホーム > 共生社会政策トップ > 障害者施策 > もっと詳しく > 基本的枠組み > 障害を理由とする差別の解消の推進）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 「千葉県障害者虐待対応マニュアル」
（千葉県）
- ・ 「障害者虐待防止マニュアル」
（特定非営利活動法人 PandA-J）
- ・ 「障害福祉サービスの利用について 平成26年4月版」
（厚生労働省・全国社会福祉協議会）
- ・ 「成年後見制度市町村申立マニュアル」
（千葉県・千葉県社会福祉協議会）

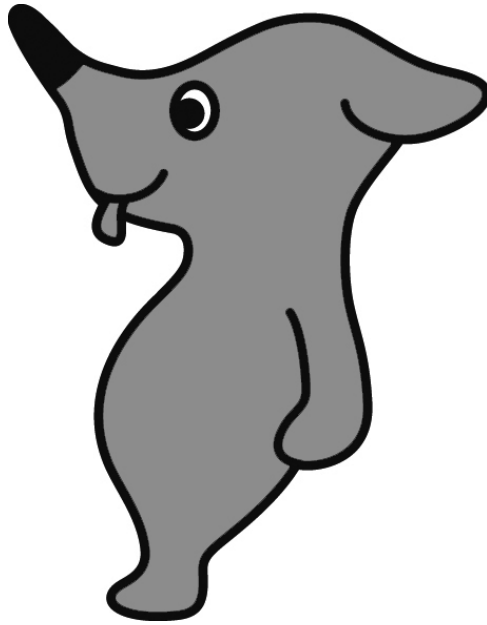
当虐待事例集について

- ・ 当事例集に掲載されている事例・コラムの無断での引用・転載・複製を行うことは原則として禁止致します。
- ・ 当事例集の内容を引用・転載・複製する場合は千葉県障害福祉課の承諾を得てください。
- ・ 当事例集に掲載されている事例は個人情報に配慮し、修正を加えてあります。
- ・ お問い合わせ先

千葉県健康福祉部障害福祉課障害者権利擁護推進室

TEL 043-223-2935

FAX 043-222-4133



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

平成27年3月

千葉県健康福祉部障害福祉課